

幼稚園・認定こども園編

令和7年度 初任者研修テキスト

# さわやか先生



千葉県教育委員会

## 千葉県教員になった皆さんへ

千葉県教育委員会 教育長 杉野 可愛

千葉県の公立学校教員に採用された皆さん、おめでとうございます。

「学校の先生」という素晴らしい職業を志し、千葉県を選んでくださった皆さんを心から歓迎するとともに、私たち「チーム千葉」に素敵な仲間が増えたことを嬉しく、心強く思います。

これから同じチームの一員として、千葉の子供たちの未来をつくっていく皆さんに、私から4点、お願いしたいことがあります。

1点目は、子供たちが千葉県で生まれ育つことに誇りと自信を持って成長していけるよう指導してほしいということです。

千葉県は、豊かな自然と温暖な気候、首都東京に隣接する立地を生かし、農業・水産業・商工業のバランスの取れた産業県として発展し、首都東京のみならず日本全体の成長を支えてきました。今後、人口減少や少子化の一層の進行が予測される時代においても、ふるさと千葉県が地域の活力を維持していくためには、将来にわたって地域を支える人材の育成が不可欠です。地域の産業や雇用を支える人材、地域を基盤として世界でも活躍していける人材を育てていくことは、公教育の重要な使命です。

まずは、皆さん自身に、千葉県の歴史や産業、魅力を知っていただき、それらをしっかりと伝えることで、子供たちが千葉を好きになり、その子供たちに未来の千葉県を築いていく自覚と誇りを持ってもらいたいと思います。

2点目は、子供たち一人一人の長所を見いだし、可能性を広げてほしいということです。

令和7年3月に策定した「第4期千葉県教育振興基本計画」では、「人生をしなやかに切り拓き、千葉の未来を創る「人」の育成～一人一人が可能性を最大限に伸ばし、自分らしく活躍するために～」を基本理念として掲げています。

この基本理念の実現に向けて、皆さんには、周囲への感謝と他者を敬う気持ちを忘れず、それを言葉や態度で表現することを心掛けるとともに、子供たち一人一人の長所を見つけて、可能性を引き出す力を身に付けてほしいと思います。皆さんのそうした言動が子供たちに伝わり、思いやりのある健やかな心を育てることにつながると 생각합니다。

そのためには、毎日の挨拶や声掛けを通して、子供たちの小さな変化、ささやかな成長を発見し、「何かあったの?」「頑張ったね。」などと、言葉で伝えてあげられる先生になってもらいたいと思います。皆さんのそうした言葉や振る舞いが子供たちに伝わり、一人一人の自己肯定感や自信を深めるとともに、他者への気遣いや感謝の心を育むことにもつながります。

また、多くの子供たちは、悩みや不安を先生に相談します。子供たちが発しているSOSにいち早く気づき、校内の先生方や家庭、関係機関と連携して必要な支援につなげることも、教員の大切な役割です。千葉県では令和5年度に、県立高校の生徒が教員との関係に悩み、アンケート等で訴えていたにも関わらず学校がそれに気づかず、生徒は自ら命を絶つという、あってはならない事案が発生しました。二度と繰り返してはなりません。この事案の後、県立学校の全生徒を対象に行ったアンケートの中で、生徒から「教員と生徒という関係以上に、一人の人間としてお互いを尊重すること」という提言がありました。皆さん1人1人が、常にこの言

葉を心に留めて生徒に接してください。

3点目は、常に信頼される教員であってほしいということです。

皆さんに求められる第一の資質、それは「信頼」です。子供たちが先生の言葉に耳を傾け、保護者の方々が安心して学校に子供を任せてくれるようになるには、何よりも信頼関係を築いていくことが大切です。しかし、この信頼を一瞬にして壊してしまうものが「教職員による不祥事」です。教職員による事件や事故は、決してあってはなりません。日々、様々な立場の教職員が、子供たちの安全と笑顔を守り、可能性を広げるために、熱心に教育活動に取り組んでいます。皆さんを信じている子供たちや、真剣に子供たちと向き合っている仲間の存在を、決して忘れてはなりません。

教育公務員としての使命感とゆるぎない遵法意識を持ち、子供たち一人一人に目を向けながら、日々の職務に当たってください。

最後の4点目は、皆さん自身の健康管理です。

近年、全国的に、心身の健康を損ねてしまう教職員が多く見られることから、働き方改革が進められているところです。仕事に対する使命感は大事ですが、自らの健康があつてこそ、良い仕事ができるものです。

今日の学校が抱える課題は複雑化しています。ベテランの先生であっても、これまで経験したことのない問題に直面することが少なくありません。ましてや経験の浅いうちは、様々な課題や悩みがあつて当然です。一人では解決できないこともたくさんあります。同僚、先輩、管理職の先生方に何でも相談してみてください。

学校は一つの「チーム」です。そのことを忘れず一人で抱え込まないようにしてください。

明るく元気な皆さんの姿は、子供たちにとって何よりの活力になります。

また、同じ初任者同士で悩みを相談し合ったり、情報交換したりすることで、心が軽くなることもあると思います。これからの研修の機会をうまく生かしてほしいと思います。

これからの教員生活の中で、個性あふれる様々な子供たちと出会うと思います。困難な境遇の中で必死に生きている子供たちも少なくありません。一人一人に温かいまなざしを向けて、可能性を見つけてあげてください。先生が子供と真剣に向き合おうとする姿勢は、きっと子供たちに伝わります。

「学校はブラック」とよく言われますが、「学校ほど色とりどりでカラフルな職場はない。」と、あるベテランの先生がおっしゃいました。未知の可能性を持つ子供たち一人一人が、自分だけの色を発しているから、学校は多彩な色に満ちていて、決して黒一色ではないということなのでしょう。そして、子供たち一人一人の持つ色が輝きを増すよう光を当ててあげるのが、教員の仕事であり、それは他のどんな職業よりも魅力的でワクワクする仕事だと思います。

県教育委員会としても、皆さんが心身ともに健康で、やりがいをもって仕事に取り組めるよう、研修の充実や校務の負担軽減などの取組を進め、バックアップしてまいります。

皆さんが日々の業務を通じて子供たちとともに成長し、子供たちから慕われ、保護者や地域の方から信頼される教員となることを信じ、ともに歩んでいきたいと思っています。

皆さんの健康と、これからの活躍を、心から願っています。

# 目 次

## あ い さ つ（教育長）

### 第1章 千葉県の教育概況

- 1 千葉県の風土と教育 . . . . . 1
- 2 千葉県の教育施策 . . . . . 3

### 第2章 園をよく知ろう

- 1 園の歴史 . . . . . 6
- 2 園のきまり . . . . . 6
- 3 園の実態 . . . . . 8
- 4 教育方針・教育目標 . . . . . 9
- 5 教育課程・指導計画 . . . . . 10

### 第3章 自分の職務を知ろう

- 1 教職員であることの自覚 . . . . . 13
- 2 園務分掌 . . . . . 17
- 3 勤務の仕方 . . . . . 19
- 4 研修の仕方 . . . . . 21
- 5 保護者との接し方 . . . . . 24
- 6 家庭連絡の仕方 . . . . . 28
- 7 教職員のメンタルヘルス . . . . . 30
- 8 著作権に関すること . . . . . 32

### 第4章 幼児を理解しよう

- 1 幼児との接し方 . . . . . 34
- 2 グループ編制の仕方 . . . . . 36
- 3 幼児の行動の理解と対応 . . . . . 37

### 第5章 児童虐待への対応

- 1 はじめに . . . . . 39
- 2 虐待の定義とその兆候 . . . . . 39
- 3 DVと児童虐待 . . . . . 39
- 4 しつけと虐待 . . . . . 39
- 5 児童虐待の起こりやすい要因 . . . . . 39
- 6 園における虐待対応 . . . . . 40
- 7 研修の励行 . . . . . 44

### 第6章 指導技術を高めよう

- 1 指導計画の作成 . . . . . 47
- 2 指導計画の立て方 . . . . . 48
- 3 観察と記録の仕方 . . . . . 51
- 4 指導要録の記載 . . . . . 53
- 5 環境整備の仕方 . . . . . 55

### 第7章 特別支援教育

- 1 インクルーシブ教育システムの構築 . . . . . 58
- 2 幼児期における特別支援教育 . . . . . 61
- 3 小・中学校等における特別支援教育 . . . . . 61
- 4 高等学校等における特別支援教育 . . . . . 63
- 5 特別支援学校における特別支援教育 . . . . . 63
- 6 特別支援学校に期待される役割・課題等 . . . . . 65
- 7 学校と教員の専門性の維持・向上 . . . . . 66

### 第8章 交流及び共同学習の推進

- 1 交流及び共同の推進に関わる規定 . . . . . 68
- 2 学習指導要領における位置付け . . . . . 68
- 3 交流及び共同学習の実際 . . . . . 68

### （附）参考資料

- I 幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園の相違点 . . . . . 70
- II 千葉県の幼児教育の現状について . . . . . 72
- 千葉県教育庁各教育事務所の位置と所管区域 . . . . . 74

### ※ 幼・小・中・高・特支の全校種共通部分は、本文中の「学校」を「園」に読み替えること

#### 初任者研修の意義

教員には、教育者としての使命感をはじめ、教育に関する専門的知識、広く豊かな教養、実践的指導力等、幅広い資質能力が求められる。

この研修は、教員としての仕事を行う上で、基本的な事柄を身につけるために計画的・組織的に行われる現職研修である。初任者研修を受けながら、教育活動を進めることは、実践的指導力や教員としての使命感をより高めることになる。

## 第1章 千葉県の教育概況

### 1 千葉県の風土と教育

#### (1) 千葉県の自然と歴史

日本列島の中央部に位置する千葉県は三方を海に囲まれた半島で、面積5,157平方キロメートル(全国28位)に及ぶ県土を有する。平坦な土地ながら、北部と中央部には平野と台地が交錯し、南部には低山性の丘陵が広がるという変化に富んだ景観を見せる。黒潮の影響を受け、気候は温暖であり、動植物は南方系と北方系が共存するなど、水と緑がもたらす豊かな自然に恵まれている。

加曾利貝塚(千葉市)や姥山貝塚(市川市)などをはじめ全国的にみても多くの貝塚が本県に所在することからもいえるように、自然に恵まれた房総半島には先史の昔から人々が住みつき、長い間、農漁業を中心とした生活を続けてきたのである。

平安時代には、平氏の流れをくむ千葉氏が力を伸ばし、石橋山の戦いに破れ安房の国へ落ち延びた源頼朝を、千葉氏をはじめとした豪族が支援したことによって鎌倉幕府が生まれた。その功績が認められた千葉氏は、鎌倉時代から室町時代にかけて房総の支配者としての地位を固めた。

戦国時代に入ると、室町幕府の権威は衰え、関東管領の弱体化は房総半島に多くの戦国武将を誕生させた。安房の里見氏、上総の武田氏、万喜城の土岐氏、東金城の酒井氏などがそれである。しかし、房総の戦国時代は小田原城の落城と共に終わった。北条氏方に加担した上総・下総の戦国武将は領土を没収されたからである。

江戸幕府が徳川家康によって開かれて以降、多くの戦国武将の城が家康の家臣に与えられた。千葉県には幕府直轄地であ

る天領、旗本知行所が多いのはそのためである。

江戸時代、房総半島は、大消費都市江戸に隣接する後背地として、生鮮食料品等を供給するなど、江戸の町民の経済生活を支えた。反面、政治的には、小藩が多く点在していたために、他県に見られるような歴史的・文化的な地域統一性にやや欠けることとなった。しかしながら、江戸との強い結び付きによる江戸文化の流入・普及は房総地方の文化的成長をもたらした。それは門前町の成田や小江戸と呼ばれる佐原などの隆盛にも見ることができる。

明治6年(1873年)6月15日、木更津県・印旛県を廃して、千葉県が設置された。現在、この6月15日が「県民の日」とされている。(昭和59年制定)

明治8年(1875年)、香取・海上・匝瑳3郡を編入して、現在の千葉県の輪郭がほぼ定まったのである。

太平洋戦争末期、アメリカの本土空襲が始まった。昭和20年(1945年)3月の東京大空襲の後、千葉県も千葉市や銚子市などで大きな被害を受けた。

そして、昭和20年(1945年)8月15日の終戦、千葉県民は焦土の中から経済復興に立ち上がった。

昭和25年(1950年)6月に始まった朝鮮戦争による「特需景気」の中、遠浅の海を埋め立てた千葉市の臨海部(千葉市蘇我)に日本の重工業をリードする工場が誘致された。

これをきっかけにして、埋め立てられた土地に次々と石油化学関連企業が誘致され、京葉臨海工業地域が造成された。

このことを契機として、農業・漁業の第1次産業を主な産業基盤とする千葉県から、工業・商業にも飛躍的な発展をみせ、令和5年(2023年)6月15日に、千葉県は誕生から150年の節目を迎えた。

## (2) 千葉県の現状と未来

明治以来、農業、漁業県として発展してきた千葉県は、昭和20年代後半以降の千葉臨海工業地域の発展と首都圏の拡大により大きな変貌を遂げた。

近年では、農業産出額、漁獲量・水産加工量、工業出荷額、商業の商品販売額等において全国でも上位を占め、各産業が相互に活力を高め合い、バランスのとれた県であるといえる。農業産出額は全国第4位（令和4年）で、日本有数の野菜生産県である。産出額の構成をみると、園芸44.2%（野菜36.3%、果実2.5%、花き5.4%）、畜産33.4%、米12.8%と、園芸を中心とした生産構造となっている。

明治のはじめ、100万余であった千葉県の人口も、ここ30年間に急増カーブを描き、昭和58年（1983年）9月には500万人を、そして、平成14年（2002年）9月には600万人を超え、令和5年（2023年）10月現在の人口は約627万人を超え、全国で6番目に人口の多い県となっている。

昭和53年（1978年）、国際航空輸送における拠点性を持ち、国際的物流機能の集積や高次な都市機能を備えた国際空港：新東京国際空港（現成田国際空港）が開港した。その後、国際線外国人旅客数は年々増加し、令和6年（2024年）には、開港以来初となる2,000万人を突破した。今後、滑走路の増設も予定されるなど、成田国際空港の更なる機能強化が図られる。

平成元年（1989年）、幕張メッセのオープンでスタートした幕張新都心は、業務研究ビル、ホテル、住宅、学校、公園の整備や国際会議、文化、交流活動の展開など、「職・住・学・遊」の複合機能の集積が進み、世界の人、モノ、情報が行き交う21世紀型国際的戦略拠点としてさらなる活性化を目指している。

「未来型産業を育成する先導的な産業創出都市」「多くの人が寄り集う新しい文化創造都市」の2つの都市像の形成を目

指して、幕張新都心計画が積極的に展開されている。

平成9年（1997年）、東京湾アクアラインの開通により首都圏の交通ネットワークも整備され、上総丘陵（木更津市）に民間研究所を中心として、バイオ、エレクトロニクス、新素材など先端技術産業の研究開発拠点の形成を目指す「かずさアカデミアパーク」も造られた。その先導的施設であるかずさDNA研究所では、DNAに関する世界最先端の研究を進め、これまで数々の研究実績を挙げている。

このように千葉県は、県内各地域がそれぞれ個性を生かしながら、特色ある発展を遂げてきた。

今後は、今までの蓄積を生かして、さらに住民・NPO・民間企業・大学・行政機関等の参加のもとに、広域的に交流連携しながら活力ある自立した地域、個性と魅力ある地域づくりを進めることが求められている。なお、県木は「マキ」、県花は「なのはな」、県鳥は「ホオジロ」、県魚は「タイ」である。

## (3) 郷土の歴史等映像資料

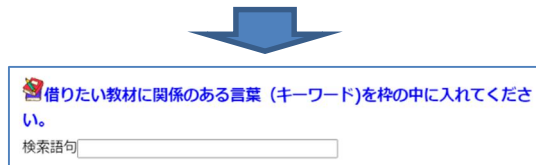
県総合教育センターでは、千葉県にゆかりのある先人や郷土の歴史、文化、自然に関する映像を保管している。それらをデータベース化し、ホームページから必要な教材を検索し、郵送などにより貸出しができるようにしている。映像教材には、16ミリフィルム・VHS・レーザーディスク・DVDがあり、検索方法は以下のとおりである。

### 【視聴覚教材の検索方法】

- ① 総合教育センターホームページ(トップページ)右側の黄色のバナー「研修室・ICT機器 視聴覚教材の貸出」をクリック。



- ② 下にスクロールし、画面中央部（研修室等の紹介・研修室/機材の利用予約・視聴覚教材の貸出）2つ目の○印「視聴覚教材の貸出」をクリック。
- ③ 下にスクロールし、検索キーワードを入力。



- ④ 画面右側、小さな検索ボタンをクリック。



※借用を希望する場合はカリキュラムサポート室へ電話する。

カリキュラムサポート室 TEL 043-276-1282

#### 《参考・引用文献》

- ・『中学校教育五十年の歩み』県中学校長会 平成10年
- ・『千葉県教育行政40年史』千葉県教育委員会 平成2年
- ・千葉県教育百年史編さん「調査報告書」千葉県教育センター 昭和44年
- ・『千葉県教育百年史』千葉県教育百年史編さん委員会千葉県教育委員会 昭和50年
- ・『千葉県の歩み』千葉県企画管理部広報県民課千葉県 昭和58年
- ・『千葉県農林水産業の動向』—平成30年度版—千葉県 平成30年5月
- ・「ちば・ふるさとの学び」ホームページ  
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/seisaku/shou-chuu/furusato/honbun.html>
- ・「郷土の歴史等映像資料」ホームページ  
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/seisaku/shou-chuu/kyoudonorekisi/shidouan.html>
- ・『千葉県統計年鑑』千葉県総合企画部統計課千葉県 令和2年3月

## 2 千葉県の教育施策

### (1) 教育基本法の改正と地方分権の進展

平成18年12月、約60年ぶりに教育基本法が改正された。この改正では、旧教育基本法に掲げられてきた「人格の完成」や「個人の尊厳」などの普遍的な理念は大切にしつつ、教育を取り巻く様々な状況の変化を踏まえた上で、教育の目的を実現するために達成すべき目標を新たに掲

げている。また、教育改革を実効あるものとするためには、我が国の教育の目指すべき姿を国民に明確に提示し、その実現に向けて具体的に教育を振興していく道筋を明らかにすることが重要であるとの観点から、同法第17条第1項において、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育振興基本計画を定めることが規定された。

加えて、同第2項では、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように規定されている。

また、平成26年度には、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化及び地方に対する国の関与の見直しが図られた。

このことにより、すべての地方公共団体に首長と教育委員会を構成員とする「総合教育会議」を設置し、首長が同会議における協議を経て、教育の振興に関する施策の大綱を策定することが定められた。また、同会議においては、教育の条件整備等重点的に講ずべき施策、児童生徒等の生命・身体保護等緊急の場合に講ずべき措置についてなども協議・調整することとされている。

### (2) 千葉県の教育改革

千葉県教育をめぐる現状と課題として、人口の地域間格差と少子高齢化、急速な社会変化や経済・雇用情勢への対応、多様な教育ニーズへの対応、質の高い教育を行う学校体制の充実、学校・家庭・地域の連携・協働といった、多くの課題が挙げられる。

一方で、本県は、首都に隣接しながら、三方を海に囲まれ、温暖な気候、豊かな自

然に恵まれ、多様な産業や優れた多くの人材が集積し、郷土としての魅力にあふれている。

こうした本県のポテンシャル（潜在能力）を最大限に活用し、様々な教育課題に着実に対応していくため、平成22年3月、千葉県教育委員会では、千葉県教育振興基本計画「みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」（以下「第1期計画」）を策定した。

第1期計画では、千葉県の子供たちや家庭、学校、地域及び県民の10年後の元気な姿を展望し、その実現のための目標と施策の方向性、平成22年度から平成26年度までの5年間に実施する重点的・計画的な取組を示した。また、「『ふれる』、『かかわる』、そして『つながる』」を基本的な取組方針として、県民一体となった取組を目指すこととした。

また、平成27年2月、第1期計画の成果や課題を踏まえて、令和元年度までの5か年計画として、第2期千葉県教育振興基本計画「新みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」（以下「第2期計画」）を策定した。第1期計画で示した千葉県教育の10年後の姿を目指し、それを実現するために5年間で重点的・計画的に取り組む方策等が盛り込まれた。

令和2年2月には、令和6年度までの5か年計画として、第3期千葉県教育振興基本計画「次世代へ光り輝く『教育立県ちば』プラン」（以下、「第3期計画」）を策定した。第3期計画では、千葉県教育の目指す姿を子供、学校、家庭・地域、県民の4つに再構成し、それを実現するための4つの基本目標が設定された。

### (3) 第4期千葉県教育振興基本計画

令和7年3月、第1・2・3期計画の成果を継承しつつ、令和11年度までの5か年計画として、第4期千葉県教育振興基本計画（以下、第4期計画）を策定した。

この計画には、「新しい千葉の未来を切り開く『教育立県ちば』を実現する有識者会議」における意見聴取を始めとして、多くの県民からいただいた様々な意見を踏まえ、基本理念に「人生をしなやかに切り拓き、千葉の未来を創る『人』の育成～一人一人の可能性を最大限に伸ばし、自分らしく活躍するために～」を掲げ、理念実現のために、3つの基本目標を柱として、13の施策と43の取組を示している。

#### 3つの基本目標と13の施策

##### 基本目標1

子供たちの自信を育む教育の土台づくり

【施策1】優れた教員の確保と教育の質の向上

【施策2】安全・安心で魅力ある学校づくり

【施策3】共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進

【施策4】多様なニーズに対応した教育の推進

##### 基本目標2

未来を切り拓く「人」の育成

【施策5】人生を主体的に切り拓くための学びの確立

【施策6】郷土と国を愛する心とグローバル化への対応能力の育成

【施策7】人格形成の基礎を培う幼児教育の充実

【施策8】豊かな心の育成

【施策9】生涯をたくましく生きるための健康・体力づくりの推進

【施策10】学びを将来へとつなぐ体系的・実践的なキャリア教育の推進

##### 基本目標3

地域全体で子供を育てる体制と全ての人が活躍できる環境づくり

【施策11】家庭教育への支援と家庭・地域との連携・協働の推進

【施策12】人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

## 【施策13】文化芸術・スポーツの推進

### (4) 第4期計画の推進に当たって

総合教育会議等を通じて、知事（関係部局）と教育委員会との教育政策に係る認識の共有を図りつつ、教育委員会事務局職員の資質向上に努め、第4期計画を着実に推進していく。

また、誰一人取り残されない教育の実現に向け、市町村の行政はもとより、NPO、企業、地域団体、保護者及び県民等の多様な主体との効果的な連携・協力体制づくりに努める。

加えて、教育投資は個人のみならず社会の発展の礎となる未来への投資と捉え、予算の効率的・効果的な活用に十分留意するとともに県民の理解を得ながら、本計画の実現に必要な予算の確保に努める。

## 第2章 園をよく知ろう

### 1 園の歴史

#### (1) 自分の勤める園の設立の趣旨や教育

##### 理念を知ろう

国、公、私立の幼稚園・認定こども園<sup>※1</sup>は、幼児教育の重要性に基づき、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目指している。

国立や公立の幼稚園・認定こども園は、関係法令の定めるところに従い、国立大学法人や地方公共団体が設置者となって、地域や社会の必要性に応じて幼児教育の目的を達成するために設立されている。

私立の幼稚園・認定こども園は、関係法令の定めるところに従って、各都道府県の認可を受け、設置者の教育理念に基づき設立されている。その運営については私費(保護者の納入金など)を主とし、従として県の補助金を受けて行われている。地域によっては、市町村の補助金を受けているところもある。

各園には、それぞれの教育方針や教育目標がある。これは、「教育基本法」「学校教育法」「就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に掲げられている幼児教育の目的に基づき、地域や各園の幼児の実態と関連させている。

私立幼稚園・認定こども園も設置者の理想を、この教育目標に織り込み設定している。

各園においては、教育目標を達成するために教育課程、指導計画を作成し、これに基づいて日々の教育活動を行っている。

以上から、それぞれの園の教育方針、教育目標を知り、理解を深めることが、よりよい教育活動には不可欠である。

また、園が、その時代の流れに対応しながらも、それぞれの園に脈々と受け継がれている建学の精神があることを知ることも大切である。

※1 このテキストでは「幼保連携型認定こども園」を指す。

### 2 園のきまり

#### (1) 園の組織規則を知ろう

それぞれの園には、いろいろなきまりがあり、園がどのように運営されているかを知る必要がある。

公立幼稚園には、「市町村立幼稚園管理規則」があり、公立の認定こども園には、市や町の条例や規則がある。

「市町村立幼稚園管理規則」により、概ね「職や職務などの組織」「教育課程」「学期、休業日」「教材」「服務」等が決められている。「園長・副園長・教頭・主任教諭・教諭・事務職員的主査・副主査・・・」等の職名もこの規則で定められている。公立認定こども園も同様に条例や規則により定められている。

私立幼稚園・認定こども園には、それぞれの独自性を生かした園則があり、公立と同じような内容が定められている。

#### (2) 具体的な園の運営について知ろう

##### ア 職員会議

職員会議は、園長の方針や教育課題への対応方策等の共通理解を図り、学年・学級を超えた情報交換を行うなど、職員間の意思疎通を図る上で、重要な意義がある。

##### イ 園務分掌

園長は、円滑な園運営のため、園務を職員に分掌させているので、職員は相互に連携を図りながら仕事を遂行することが重要である。

## ウ 教育課程

教育課程は、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、組織的かつ計画的に園の教育活動の質の向上を図る（カリキュラム・マネジメント）ために配列された教育計画である。

園長は、幼児の心身の発達と地域の実態に即し、その年度の教育方針、教育目標を達成するために、全教職員の協力の下で教育課程を編成する。また、教育課程の編成・実施状況を、教育委員会、理事長、設置者に届け出ることになっている。

### (3) 幼児についてのきまりを知ろう

#### ア 休業日について

園には、規定に基づく休業日があるが、この他に、園長が必要と認めて行う臨時休業と、振替休業がある。

臨時休業とは、例えば感染症予防や災害予防のために休業することである。また、振替休業とは、休日に園行事を実施するとき、そのかわりに平日を休業することである。

#### イ 入園・退園・休園・修了など

入園するためには、入園願書を園長に提出して許可を得、退園・休園する場合には、園長に事由を記した届けを出す必要がある。

修了については、園長が園の課程を修了したことを認めたときで、園児に修了証書を授与する。

## ウ 健康診断

健康診断は、毎年定期的に園医が行う。また、健康診断の結果に基づき、病気の治療又は病気の予防処置を行うべきことを、保護者に通知しなければならない。

#### エ 出席・欠席など

幼児が、下記の事由により出席しなかったときは、欠席扱いにならない。

##### (ア) 忌引

(イ) 学校保健安全法第19条の出席停止

(ウ) 風・水・火災などの災害による事故

(エ) 教育委員会等が必要と認めるとき

### (4) 服務についてのきまりを知ろう

#### ア 服務の原則

職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

#### イ 服務の心得

(ア) 自分だけの考えで勝手に物事を行わない

(イ) 常に品位を保ち、園の名誉、信用を傷つけることはしない

(ウ) 職務上知り得た秘密を漏らさない

(エ) 職場の整理、整頓に努め、常に清潔に保つ

(オ) 園内の風紀、秩序を乱さない

(カ) 職務に関し、不当な金品の借用、贈与、その他の利益を受けてはならない

(キ) 園の規則を守り、就業時間中は、許可なく自己の職場を離れてはならない

### (5) あらかじめ許可を得なければならない事項を知ろう

次のことがらの一つに該当するときは、事前に園長に届け出て、その許可を得なければならない。

ア 幼児を、園外に引率しようとするとき

イ 園外の施設を利用するとき

ウ 園内であってもプールを利用するとき

エ 休業日に園児を招集しようとするとき

オ 園児、保護者へ文書を配布するとき

カ 金銭を徴収しようとするとき

キ 業務以外のことで園の施設・設備を

利用しようとするとき  
ク 園の名称や公印を使用するとき  
ケ 報酬を得て他の業務に服し、若しくは、他の公務公職に服しようとするときなど

### 3 園の実態

#### (1) 園全体の組織機構と自分の役割を知ろう

自分の勤務する園には、年長児が何人、年中児が何人、年少児が何人いて、一学級の幼児数は何人で編制されているのか。また、誰がどの学級を担任しているのかも知り、自分の学級だけではなく、園全体の組織機構に目を向けて、その中での自分の役割を知っておく必要がある。

また、教職員との関わり方についても、職場の和を保つ行動が大切である。

#### (2) 自分の勤める園の施設・設備をよく知ろう

小学校に併設されている園では、その学校の庭の中で使用できる部分が、どのくらいあるのかを知っておく必要がある。

独立している園であっても、園によって、園庭が広い場合や狭い場合もある。狭い園庭で遊ばせるときには、どのような使い方があるのか、また、広い場合にはどう遊ばせたらよいのかを、先輩に聞くことも大切である。

寺社や寺院などに設置されている園や、理事長や設置者宅の庭に続いている園は、園庭の使い方を知っておかなければならない。また、園の建物であっても、幼児の使えない場所があることも知っておく必要がある。

「幼稚園設置基準」※2によって、園には、次の施設及び設備を備え付けなければならないことになっている。

○職員室 ○保育室 ○遊戯室 ○保健室 ○便所 ○飲料水用設備 ○手洗用設備 ○足洗用設備

また、

○放送聴取設備 ○映写設備 ○水遊び場 ○幼児清浄用設備 ○給食施設 ○図書室 ○会議室

については、備えるように努めなければならない施設となっている。

幼児を保育するためには必要ではあるが、教職員の指示なく幼児が自由に入ったり出たり遊んだりできない部屋は、一般には次のようになっている。  
○職員室 ○保健室 ○事務室 ○会議室 ○応接室 など

図書室は、園の方針によって自由に幼児が出入りしているところもあるが、幼児の自由にさせない園もあるので、その使い方については、よく先輩に聞くことが大切である。

各部屋を使用したら、次に使用する人のことを考え、整理整頓し、清掃するように心掛ける。清掃するための用具はどこにあるのか、ゴミはどのように処理すればよいのかを、また、清掃の手順・方法を、あらかじめ知っておく必要もある。たとえ建物は古くても、清潔な園は気持ちのよいものである。

※2 幼保連携型認定こども園は、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」により、施設や設備が定められている。

### (3) 園に備えてある園具・教具を知ろう

用具のなかには、園全体として必要なもの(園具)と、保育室で必要なもの(教具)がある。幼稚園設置基準第10条は、  
・幼稚園には、学級数及び幼児数に応じ、教育上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない

・前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない  
となっている。それぞれの園の教育方針に基づき、あるいは園の規模などによって、これらの種類や数が変わってくる。自分の園には、園具・教具がどのくらいあるのか、調べておく必要がある。

### (4) 園具・教具の管理方法を知ろう

園具・教具の構造を知り、幼児の安全を心掛けなければならない。それにはまず、園具・教具が、金属製なのか木製なのかを調べ、その素材による危険は、どのような場合に起こり得るのかを把握する。また、構造上の危険性についても、よく知っておく必要がある。

共同で使用する園具は、幼児自らも、ていねいな取り扱いや整理整頓ができるように育て、清潔な環境を維持したいものである。

園にあるコンピュータ、複写機器などの事務機器の使用法も知っておかなければならない。これらの使用のきまりは、園によって異なるので、事務長や主任に、使い方などをよく聞いておくことが大事である。

### (5) 幼児を安全に保育できるよう施設の点検をしよう

幼児を安全に保育するためには、事故やけがを想定して、常に環境を整えておかなければならない。

保育室の管理責任は、学級担任にある。盗難・火災などがないようにするためには、暖房器・電源・戸締りなどの点検を常に行うことが大切である。

また、日々の保育の前後に、次の点にも注意して安全点検をしよう。

- ア 壁、天井、窓ガラス、床などの汚れの有無
  - イ 建具、ガラスなどの破損の有無
  - ウ 流しなどの漏水の有無
  - エ 園具、教具などの破損の有無
  - オ 門、扉、玄関などの戸締り
  - カ 電気、ガス、暖房器などのスイッチの遮断
  - キ 消火器その他防火設備の異状の有無
- 点検の結果、破損または汚損して修理を必要とするものは、速やかに園長、事務長などに報告する。

なお、非常変災を想定して、避難訓練を行う。学級担任は、園児名簿を携帯することを忘れてはならない。

## 4 教育方針・教育目標

### (1) 教育方針・教育目標は、その園の教育の根幹である

わが国の幼稚園教育の目的については学校教育法第22条に、目標については同法第23条に、そして、幼稚園教育の基本方針については幼稚園教育要領第1章総則に、それぞれ明示されている。いずれの幼稚園の教育も、これらに示される目的・目標・基本方針に基づいて行われる。

しかし、幼児の心身の発達や生活の実情(身体的・精神的・社会的・情緒的などの発達の状態、生活経験の範囲や主な内容、興味・関心の傾向や程度、家族構成、家庭や地域社会での生活など)・幼稚園の実態(施設の種別、教育期間、学級編制、職員構成、施設、設備など)・地域社会の実態(自然環

境、社会施設、交通状態、職業分布、生活様式、行事など）は、それぞれの園で異なるものがある。

そこで、それぞれの幼稚園においては、それらの実情・実態に即応しながら、幼稚園教育要領のねらいを達成するように、園独自の教育方針・教育目標を設定し、それに基づいて具体的な教育活動を展開している。従って、園の教育方針・教育目標は、それぞれの園の「教育の根幹」をなすものであり、教育を組み立てる大黒柱に当たるといえる。

なお、教育方針は、その園の教育計画を実施していくに当たって示したものである。そして教育目標は、育てたい幼児の姿を明確化したものである。

教育方針が抽象的に表されているのに対して、教育目標はもう少し具体化され、多くは項目として、あるいは箇条書きで列挙されている。実際には、双方を区別しないで教育方針あるいは教育目標として一括し、文章又は項目で表されている場合もある。

## (2) 教育方針・教育目標の真意を十分に理解しよう

幼稚園における毎日の指導は、その園の教育方針・教育目標にそって進められる。園の教育方針・教育目標は各園の『幼稚園要覧』などに記されている。表面上の解釈に終わらないようにするためには、園長・教頭や主任あるいは先輩などに、その意味をよく聞き理解しておくことが大切である。

## 5 教育課程・指導計画

### (1) 全期間にわたる教育内容の体系を、十分に把握しよう

「各幼稚園においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの幼稚園教育要領の示すところに従い、創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成するものとする。」と、幼稚園教育要領第1章総則第3教育課程の役割と編成等に示されている。

そして、それぞれの幼稚園は、幼稚園教育において育みたい資質・能力を踏まえつつ、その幼稚園における教育期間の全体にわたって、幼稚園教育の目的、目標に向かってどのような道筋をたどって教育を進めていくかを明らかにし、幼児の充実した生活を展開できるような計画を示す教育課程を編成して教育を行う必要がある。各園で法令や幼稚園教育要領に基づいて編成した教育課程が全教職員に示され、具体的な幼児の指導が行われる。

指導に当たっては、自分が担任となる学級の全期間にわたる教育がどのようになっているか、どこに位置付けられるのかを、しっかり見定めておくことが必要である。例えば、3年保育3歳児の学級であれば、3歳児ではどのようなねらいで、どんな経験や活動を通してそれを達成するのか、そして、4～5歳児ではそれを基盤として、どのような教育が行われるのかというように、3年間（2年間）にわたる教育内容の全体の骨子をしっかりと捉えた上で、指導に当たる。

また、幼児の発達には、教師が協力して一人一人の幼児を捉えていくことが大切である。そのためには、園全体で一人一人の幼児に関わり、理解する

ことが重要である。そして、幼児が経験したことと目標とがつながるよう、組織的・系統的・発展的に進められていくようにすることが大切である。

## (2) 別の指導計画がある場合は、それについても知っておこう

例えば、1年保育と2年保育、あるいは2年保育と3年保育などというように、教育期間を異にするコースが設定されている場合には、自分の担任する学級に関する指導計画だけでなく、他の指導計画についても知っておくことが必要である。

1年保育の5歳児と2年保育・3年保育の5歳児は、年齢的には共通だが、幼稚園での教育経験を異にするので、教育の内容や方法は異なる。表面的なことだけにとらわれず、双方の指導計画を通して、その共通する面と異なる面を明確にし、それに基づいた指導の重点をしっかりとって指導するように努めよう。

## (3) 形式・内容について十分に理解しよう

前にも述べたように、それぞれの幼稚園の教育課程は独自性を持っている。指導計画は、教育課程に基づく一定期間の具体的な指導の立案であり、年や月の長期間の指導計画と週や日の短期の指導計画とに大別されるが、そのいずれもいろいろな考え方から、多くの形式などが考えられる。

幼稚園の教育課程は、幼児が在園する全期間にわたって行う行事や遊びを通しての経験や活動から、幼稚園教育の目的や目標が確実に達成できるように選択配列している。これに対して、指導計画は、教育内容をどう幼児に身に付けさせるか、いいかえればどんな内容をどう指導するかという具

体的な計画である。そして、教育課程が、1年、2年あるいは3年間にわたる教育内容の全体的体系の骨子であるのに対して、指導計画はそれに基づくある一定期間の具体的な指導の計画である。

したがって、その園の教育課程と指導計画について、その両者の兼ね合い、そこから生じてくる教育課程の形式・内容、指導計画の種類とそれぞれの関係、それらの考え方・在り方などについて、十分に理解することが大切である。

## (4) 指導計画にそった教育を行おう

教育課程は、園全体のものであり、園長の責任のもとに皆で協力して編成したものだから、指導計画は園長の指導のもとに、学級担任が、受け持つ幼児に責任を持って指導することとし、指導計画の形式やその内容の盛りこみ方（記入の仕方）などは、各園の職員間で十分に検討した上、統一しておくことが原則である。

指導計画は直接指導にたずさわる人だけがわかればよいというものではない。担任が休暇をとったり出張したりする場合には他の教師が代わったり、合同で指導したりする場合もある。幼児の生活する姿を的確に捉えるためには、教師同士で情報や意見を交換することが大切である。そこで、現在の指導計画の形式及び内容の書き方にそって作成し、疑問な点、理にかなわない点などはメモしておき、互いの指導事例などを持ち寄り、話し合うなどの園内研修の充実を図ることが必要である。具体的な経験や活動についても同様である。

教育課程にないものを勝手に取り入れたり、除いたり、著しく順序（年

齢や時期)を変更したりすることなどは望ましくなく、変更の必要が生じた場合には、その旨を事前に園長に申し出て、許可を得てから変更するのが原則である。

認定こども園は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に沿って教育及び保育が行われる。前述したとおり、このテキストでは認定こども園は幼保連携型認定こども園を指しているが、それ以外の認定こども園も幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を踏まえて行うこととなっている。

## 第3章 自分の職務を知ろう

### 1 教職員であることの自覚

#### (1) 教職員としての生活のリズムを身に付けよう

親の手を離れて門をくぐった瞬間から幼児は自分の担任を頼りにする生活が始まる。

不安になれば担任の援助を待ち、うれしいときにも一番先に報告したいのは担任である。

教師は、常に明るく生き生きしていることが大切である。教師が、暗い表情や、疲れ切った様子でいたのでは、幼児の心も暗くなり、楽しい時間を過ごすことができなくなってしまう。常に、教師としての自覚を持ち、自己管理をすることが必要である。

#### ア 自分の健康管理に努める

元気な幼児たちと一緒に活動し、また、よりよい指導をしていくためには、何よりも健康な身体が必要である。

インフルエンザ等感染症が流行する時期には、手洗いやうがいなどを日常的に行い、予防することや、栄養や睡眠にも注意して自分の体調を整えておくことが大切である。

担任が不在だと、幼児は不安で寂しい思いをする。自分の不注意で病気やけがをしないよう、細心の注意を払うことも大切である。

#### イ 幼児の前には明るい笑顔で立つ

毎日、明るい笑顔で幼児の前に立つことはとても大切なことである。個人的な悩みや心配ごとがあっても、幼児の前に立つ時は、保育に集中しなければならない。

ちょっとした心の闇が、幼児を見る目を曇らせ、幼児の表情が読み取れなくなったり、幼児の訴えが聞こ

えなくなったりしてしまうものである。また、幼児の気持ちを傷つけたり、必要な援助ができなかったりして、後になって幼児に申し訳ないという思いにかられるようなことにもなりかねない。

幼児の前に立つ時は、素早く気持ちを切り換えられることも、この仕事にたずさわる者の大切な能力の一つである。

#### (2) 活動しやすく清潔な身なりで指導しよう

幼児は、明るく元気な教師を好む。幼児と一緒に元気に活動する担任の学級には、明るく元気な幼児が多く見られるものである。また教師の服装などにも敏感で、身だしなみの整った教師に対して、親しみや信頼感を持つ。

#### ア 場や活動に即した服装を考える

園での生活には様々な場面があり、それぞれに適した服装をすることが大切である。場に即した服装をすることは、場に即した心構えを持つことにも通じる。

#### (ア) 指導に当たる時は、動きやすい服装をする

園によっては、上着や仕事着が支給されたり、基準が決められていたりする。しかし、それさえ着用していればよいと考えることなく、清潔に美しく着こなす工夫をしたいものである。

また幼児だけでなく、家庭や地域の方々からも信頼を得られるようにすることも大切である。

#### (イ) 食事のときは、清潔な服装をする

砂場で遊んだり、飼育動物の世話をしたりしたままの服装では、不衛生である。食事（弁当・給食・おやつなど）の指導の時は、エプ

ロン等を着用し、髪は三角巾などできちんと押さえるようにする。

幼児は、正しい食事の仕方を、教師の姿を通して学ぶものである。

- (ウ) 季節や活動内容に応じた服装をする

運動的な遊び、水遊び、あるいは絵の具や粘土を使う活動など、それぞれの活動に適した服装をすることが大切であるが、途中で着替えに行くことはできないので、一日の活動をよく考えて、朝のうちに適切な身なりに整えておく。

また、季節の変わり目や、急に予定した活動が変更されて、着替えが必要になった時などは、幼児の安全を確保した上で、素早く着替える。清潔な衣服を、常に何枚か用意しておくように心掛けることも大切である。

- (エ) 場に応じた服装をする

通勤や出張の時、あるいは研修会に参加する時などは、幼児と一緒に活動している時の服装ではなく、それぞれの場に応じた服装と心構えを持つことが大切である。園で行われる行事の服装についても、それぞれの行事の意味をよく考え、その場にふさわしい服装をする。園によっては、式事等の服装が決められている場合もある。園長や先輩に相談して、その場に合った服装を心掛ける。

- イ 幼児にとって安全な服装をする

幼児の身体は、まだ全体的に弱く、動きも不安定なため、思いがけないことが原因で大きなけがをすることがある。特に、一緒に行動している場合は、自分の服装や持ち物に細心の注意を払う必要がある。

- (ア) 髪は、きちんと整える

髪の毛が幼児の顔に触れたり目

に当たったりすることも予想されるので、髪型にも細心の注意を払う必要がある。髪の長い場合、幼児に当たらないようにきちんとまとめておく。

- (イ) 底の柔らかな靴を履く

万が一、幼児の足を踏んでしまっても安全のように、底の柔らかい靴を履く。また、園舎内で使用する上履きと園庭で活動するときの靴をそれぞれ準備する。サンダル型やスリッパのようなものは、幼児と一緒に活動している時には使用しない。

- (ウ) 装身具や持ち物、爪に注意する  
やわらかい幼児の皮膚を傷つけることがないように、常にアクセサリや爪にも気を付ける。

### (3) 幼児の前での言動には注意しよう

幼児は、大人のまねをする。何気ない教師のしぐさや言葉遣いなどが、そのまま幼児の姿となっていることに気付いて驚かされることがある。教師の言動には常に注意が必要である。

- ア 礼儀正しく、けじめのある生活をする

歩き方、おじぎの仕方まで、教師とそっくりになってくるのが幼児である。

日頃の自分の姿を振り返って、まねをされてもよい生活を心掛ける。保護者と交わす挨拶や、園内の職員との会話も、そのまま幼児の目や耳を通して学習されていく。

教師であることを自覚し、場に応じた適切で、けじめのある生活を心掛けたい。

- イ 交通ルールを守る

教師自身の日常の行動が、日頃の保育にあらわれる。特に交通ルールは徹底する。交通ルールについては、

幼児一人一人に、いろいろな場面と方法で指導し、交通安全教育に力を注いでいくことが大切である。

#### (4) 教師の立場を意識した言葉遣いをしよう

言葉は、とても難しいものである。温かい言葉は、幼児や保護者に安心感を与える。

常に自分の言葉遣いに注意し、また、言ったことには責任を持つことが大切である。

##### ア 自分の言葉に責任を持つ

教師の立場で話す言葉には、責任が伴う。幼児の指導に当たる時はもちろん、保護者や外部の方と話す時にも、自分の個人的な感情を交えたり、よく理解していないのに安易に意見を述べたり、同調したりすることのないように、注意が必要である。

自分では、個人的な立場で話したつもりでも、相手に園の方針や、園としての意見のように受け取られてしまうことがある。判断しかねるような場合には、即答を避け、必ず園長に相談してから答える。また、やむを得ず自分の意見として答えた場合には、必ずその内容を園長に報告する。

##### イ 場に応じた言葉遣いをする

言葉のやり取りは、表情や雰囲気も伝わるものである。同じ言葉で話しても、非常に温かく内容豊かに聞こえる場合と、味気なく冷たい響きに感じられる場合がある。

人と話をする時は、謙虚な気持ちと誠意が大切である。また、声の大きさや調子、話の長さなども、その場に合わせる大切である。園・地域の行事や、日常生活の中で話す場面など、それぞれの状況に即して、最もよい話の仕方を考える。そして何よりも、相手を傷つけるような言葉や話し

方をしないように気を付けなければならない。

##### ウ 電話の受け答えは慎重にする

電話での会話は、顔が見えないだけに、言葉遣いに十分に気を付ける必要がある。

自分から電話をかける時には、用件をきちんとメモしておき、正確に、順序よく、無駄なく、そして、丁寧に話す。また、電話を受けた場合には、相手の話を正確に聞き取り、きちんとメモをとる。自分の一存で返事をしない方がよいと思うことについては、必ず相談してから答える。回答が必要な場合、長く待たせることのないよう心掛ける。

特に、大事な用件については復唱し、受理した時刻も記入しておく。電話に出た人の対応は、その園の信頼にも関わるものである。

さらに、受話器の周辺で話している人の会話や笑い声なども、聞き取られてしまうことがあるので十分気を付ける。

#### (5) 公・私のけじめをつけよう

教師となったからには社会人としての意識を持たなければならない。

意識していないと、つい気付かずに行動してしまい信用を失ってしまうことがあるので、常に公・私のけじめを意識した生活を心掛ける。

##### ア 紙一枚にも公・私のけじめをつける

園の経費によって購入されている物は、たとえ紙一枚でも公の物であり、それは教育に関連のあることにのみ使用できる物である。

園の紙類を使って私事の手紙を書いたり、園用のスリッパを履いたりするのは、公・私の区別ができていない行為である。

また、園の経費で支出されている物

は、無駄なく使用するように心掛ける。

電気・ガス・水道・ゴミ袋に至るまで、その使い方次第で節約ができる。使い方を工夫し、有効に使用する努力をしたい。

そのような教師の姿勢は、そのまま幼児の物を大切にする心や態度を育てることにもつながる。

また、園の電話についても緊急を要する重要な用件がいつ発生するかわからない。

#### イ 勤務時間だけでなく、生活全体にけじめをつける

勤務時間外においても教師には、常に公私のけじめをつけることが求められる。同僚や親しい友人、あるいは自分の家族に対しても、教師として守らなければならないことがあり、常に自分を厳しく律していくことが大切である。

特に、幼児やその家庭などに関することについては、絶対に秘密を守らなければならない。指導に関連した話題でも個人名を出して話してよい場合と絶対に出してはならない場合があり、その判断を誤ると幼児やその家族の人権を侵すことになる。

### (6) よりよい学級経営をするための努力を続けよう

教師は、明るく、さわやかな雰囲気と一人一人を見つめる温かさが大切である。

しかし、ただ情熱があるだけで日々の指導ができるものではない。教師として当然身に付けておかなければならないことや、努力し自分を高めていかなければならないことがたくさんある。教師を信じ、頼っている幼児のためによりよい学級経営ができるよう努力することが大切である。

#### ア 幼児をよりよく理解する

学級の幼児一人一人を理解することは、とても大変なことであるが、一人一人をよく理解していないと、その幼児に応じた望ましい指導はできない。

一日の活動を終え、幼児を送り出した後、一人一人の顔や表情を思い起こし、活動していた時の幼児の動きについて振り返ってみる。その幼児に自分がどう関わっていたか、その関わり方が、「その幼児にとってプラスになっていたのかどうか」、また「その幼児の心情に寄り添っていたのかどうか」、あるいは「どこが、どのような理由で悪かったのか、よかったのか」など、具体的に反省し考察する習慣をつけたいものである。

そして、頭の中で思い返したり考えたりするだけではなく、それらを記録しておくことが大切である。その記録を生かして、自分の思い違いや見誤りなどを発見し、改善していく必要がある。

#### イ 指導技術を高める

情熱を傾けて指導に当たり、さらに技術が伴えば教育効果が上がる。幼児は、物事を視覚的に受けとめる傾向が強いので、常に指導技術を高める努力が大切である。

例えば、紙芝居や絵本を読み聞かせる場合も、前もって読んでおき内容を理解している教師と、幼児の顔も見ずに一本調子で読むだけの教師とでは、幼児の受ける感動には格段の差があり、幼児の内面で育ちに大きな開きが生じてしまう。教師の好みや、得意、不得意により幼児の経験に偏りが生じることなく、幼児によりよい経験ができるよう、常に自分の技術を高め、知識を深めていく努力を続けることが大切である。

#### ウ 保健と安全の管理に努める

幼児の周辺は、常に安全で活動しやすいように整備されていなければならない。幼児の活動する範囲を念頭に置いて、落ちてくる物がないか、つまずいたり滑ったりする所はないか、釘や先の尖った物が出ていないかと、細心の注意を払うことが必要である。

また、教材・教具の設置や片付けの仕方、清掃用具の置き方など、常にきちんと整頓されていれば、それはそのまま、幼児が身の回りの始末をする指導にもなる。

そして、保健衛生に対する配慮も忘れてはならない。特に、カビの生えやすい季節や、感染症の流行する時期などは、幼児の生活環境全般に対する衛生管理に努めなければならない。流し台の清掃、ぞうきんの洗濯や置き場所も、清潔を保つ工夫が必要である。

#### エ 災害や事件・事故に対する心構えをもつ

園で行われる避難訓練には、幼児が真剣に取り組み落ち着いて行動できるようにする。地震等の災害はいつ起こるかわからない。

また、不審者による重大事故発生も想定して危機管理が確実になされなければならない。いつ、どこで、どのような災害や事件・事故が発生しても、教師として学級の幼児全員の安全を守らなければならない。教師が動揺してしまうと、幼児全員が不安になり、指示が徹底しない。

園全体に対して避難指示が出された時には、それに従って幼児を誘導する。もしも指示を受けられないような場所にいた時や、指示が途切れるようなことが起こった時には、教師が素早く判断して適切に対応しなければならない。

日頃からあらゆる場面を想定し、園全

体で具体的な対処の仕方を共通理解し、いつでも対応できるようにしておくことが重要である。

#### オ 職員相互の和を大切にする

自分の学級だけのことに追われていて、他の学級のことや、園全体のことに対する配慮を忘れることのないよう、園内の教職員といつも和やかに助け合い、教え合っていくことが大切である。

また、担任が1人ではなく複数になっている園もある。そのような時は、特に担任同士とコミュニケーションをとり、よく話し合う必要がある。担任同士がお互いに理解し合うことで、幼児の心は安定し、さらに楽しい園生活を送ることができる。

## 2 園務分掌

### (1) 園務分掌の一端を受け持とう

園の仕事は、主として園の運営に関するものと学級の運営に関するものに大別される。

園の運営に関することは、主に園長、教頭や主任、事務職員が行う。学校教育法第27条<sup>※3</sup>に「園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する」、「教頭は園長（副園長を置く幼稚園にあつては、園長及び副園長）を助け、園務を整理し…」とあり、同法第37条には、「事務職員は、事務をつかさどる」とある。

それぞれの園では園務分掌を決めて、教職員が、組織の一員として園務の一部を行うのが普通である。それは園務が、幼児の成長発達を具体的・直接的に促進していく指導の裏付けとなるからである。つまり、園務が適切に処理されることによって、効果的な指導が期待され、逆に園務が適切に処理されないと、幼児のよりよい成長発達は望めないことになる。

幼稚園等は、一般に小学校等と比べて小規模で、教職員も少人数である。一人に何種類もの園務を分掌させず、その時々仕事をみんなで一緒にやればよいと考える人もいる。しかし、小規模であり、何種類もの仕事があるからこそ、園務を分掌し、その責任の所在を明らかにしておく必要がある。

このようなことから、園長を中心とした体制のもとに、分担された園務を誠実に果たすように心掛けていくことが大切である。

※3 幼保連携型認定こども園の職員については「就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第14条に定められている。

## (2) 園務の分掌組織をよく理解しよう

園の仕事が、具体的にどのように分掌され、組織化されているのか、つまり、どのような係があり、それはどのような内容で、責任者は誰かなどについて、よく知っておくことが大切である。

園務の分掌組織を十分に理解し、把握しておくことで事務処理が必要になった場合、誰の所に行けばよいのかわかり、的確に処理することができる。また、全教職員が、それぞれ分担する園務について理解し、相互に協力して補い合い、組織的・有機的に活動・処理していくことは、園務を遂行し教育活動を展開していく上でも大切なことである。

## (3) 分掌の具体的な仕事をよく理解して覚えよう

それぞれの分掌事務は、一定の方法に沿って処理しなければならない。それは、それぞれの園で決まっているので、最初にその方法の指導を受け、手順に従って行うことが大切である。

図書係になった場合を例にして考え

てみよう。図書の分類整理の仕方は、それぞれの園で最も便利のように考えて決めている。例えば、A－法令関係、B－教育原理関係、C－指導内容・方法…など、きちんと分類の仕方や見出しがついている場合はそれに従う。また、園用、学級用、PTA用などの出費別や幼児用、教師用、保護者用などの利用者別のある場合は、購入に直接たずさわった会計、園長や教頭・主任などに尋ねて明らかにしてから整理する。

園務分掌は、前任者や一緒に担当する先輩がいる場合には、方法を尋ね、一緒に行いながら仕事の要領を覚え、できるだけ早く慣れて適切、迅速に処理できるようにする。

## (4) 仕事の全体像を知って、しっかり取り組もう

分掌事務は、どんなに忙しくても保育中に行ってはならない。自分のまわりで遊ばせておけば見られるから大丈夫などと考えて、幼児たちを保育室の中で遊ばせておき、自分は教師机で文章をつくったり、お金の計算をしたりすることなどは慎んだ方がよい。

園の事務の種類は、園の規模の大小に関係なく同じで、多少の差が見られるだけである。教師は、幼児を指導し、その指導に直接結び付いた学級事務も行い、その上に分担された園務もこなす必要がある。

前述したように、園の仕事は、主として園の運営に関するものと、学級の運営に関するものがある。いわゆる園務と学級事務である。学級事務は、自分の分担する学級の仕事であり、直接指導に結びついているだけに関心度も高く、やりがいもある。そこで、どうしても園務よりは学級事務に重点が置かれがちになる。園務も、たとえ間接的ではあっても、幼児の指導の裏付

けとなる大切な仕事であり、責任を持ってやり遂げなければならない。自分がやらなければならない仕事の全体像を的確に把握し、仕事の全体的な見通しを立てて処理していくことが大切である。

#### (5) 事前の承認、事後の報告をきちんとしよう

自分に任された仕事は、責任を持ってやり遂げることが求められる。分掌内容についての計画・実施に当たっては、立案し、園長や教頭・主任の確認後、実施する。また、実施後は、必ずその報告をする。

園で、「事務処理規定」等を設けていれば、それに従って行う。そうしたものが、文書化されていない場合、事前に承認を得てから行うことと事後の報告をすることが大事になる。「このように行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。」というように、責任者に承認を得、終わったら「発送しました。」「このような結果になりました。」などと、その仕事をやり終えたこと、その結果などをきちんと報告する。

また、承認を得て仕事に取り掛かってからも途中で不測の事態が生じた場合には、その都度上司に相談して仕事を進める。特に、保護者宛ての文書、交渉あるいは金銭的な面については十分に注意して、問題が生じないようにすることが大切である。

#### (6) 仕事の内容とその割り振り一覧を作ろう

やるべき仕事を忘れてたり、期限内にできなかったりしないように仕事の内容とその割り振りを一覧にして、目にふれやすい所におき、仕事を進めるとよい。仕事には、毎日決まって行う仕事

と、一定の期限までに行う仕事、あるいは定期的に行う仕事がある。

そこで、自分がやらなければならない仕事をそれらの観点から種類分けして割り振り、仕事の見通しとその日に行う仕事が具体的に一目で分かるようにしておくとうい。

### 3 勤務の仕方

#### (1) 勤務時間と休暇の取り方を知ろう

勤務については労働基準法が適用され、また多くの規則が定められている。それらに従って勤務するわけだが、幼児を対象として、しかも教育という仕事の関係上、工夫や調整が必要な場合がある。具体的には、勤務時間、休憩、年次休暇などに関する場合である。

休憩については、幼児が園で活動していることを考慮して、ほとんどの園で教育課程や園の実態に応じて取り方が決められている。

年次休暇を取る際は、事前に園長に届けを出す。病気等緊急の場合には、必ず園長、教頭等管理職に連絡を取り、事後に正式に手続きをする。

#### (2) 園の仕事とその手順をよく理解しよう

朝出勤したら何をするか、幼児を帰した後何をどのような手順で行うかは、それぞれの園で大体決まっている。

幼児を帰した後も教師の仕事は数多くある。その日の指導の反省・評価、翌日の指導計画の立案、保育室の整理、教具や教材の準備、教材研究、公簿類の整理などは、毎日行う。その他、園庭や運動場の整備、遊戯室など共同で使用する場所の整理、他の教師との打合せや職員会議、保護者への連絡などもある。しかし、それにかけられる時間は限られ、短時間に処理しなければならない。

そこでどんな順序で、どれだけの時間をかけて行うかという仕事の手順が大切となる。手順がよくないと幼児に適切な指導ができないばかりでなく、勤務時間外や休日などにも仕事をするなど望ましくない結果となってしまう。

このことから、それぞれの園では仕事の内容と手順が習慣的に決まっている。

例えば、幼児を帰した後の仕事の順序について考えてみよう。

まず、清掃。清掃は環境整備として大切である。

次に、その日の指導の反省・評価を行う。指導の評価は、幼児の活動を基にして行われる。具体的には、必要のあることがらを個人票に記載する。一日の指導計画の反省・評価の欄に、その日の指導方法等の評価について記入する。それに基づいて、翌日の指導計画の作成と経験や活動を検討する。翌日の指導計画ができて初めて環境設定をする。

園によっては、その前に遊戯室や運動場、教具の使用などについて、他の教師との打合せをする場合もある。

その後に出席簿等の公簿類の整理、保護者への連絡などの学級事務や園務を行う。

このように幼児を帰した後の仕事は、次の指導の準備であり、また次の指導に既に入っているのである。従って、翌朝に仕事を残さないように能率的に、しかも効果的な方法を研究し生み出すことが大切である。

### (3) 学級運営に関する事務処理の仕方を 知ろう

学級に関する仕事は担任が行う。例えば、出欠席に関すること、園児名簿、家庭調査票、事故報告、指導計画、指導要録の作成、家庭連絡や家庭訪問の計画と実施、健康診断や身体測定、保育室

の管理や整備など保健に関すること、遊具や用具など備品に関すること、飼育栽培の計画と管理などがある。

事務処理をする場合、時間を多く費やすことが予想されるので、事務処理能力を高める努力が必要である。園長や先輩などに仕事の様子を見てもらい、その手順や見落としなどについて指導してもらうとよい。

書類の取り扱いで、特に注意しなければならないものは、指導要録や出席簿など、いわゆる公簿と呼ばれるものである。これらはその性質上、園外に持ち出しはできない。保管場所を明確にし、紛失しないように十分に注意しなければならない。また、家庭への連絡文書はあらかじめ教頭や主任に見てもらってから印刷する。

### (4) 適切な物品の管理に努めよう

物品には消耗品と備品がある。この区別をはっきり知っておくことが必要である。紙や絵の具は消耗品だが備品である楽器や積み木などと同じように丁寧に扱う。

備品は、古くなったから、壊れたからといって、そのまま捨てるのではなく、廃棄処分の手続きが必要である。また、それぞれについて耐用年数が決められている。耐用年数が過ぎていないのに壊れたからといって廃棄はできない。修理して使うのが原則である。備品は幼児の活発な活動を阻害しない範囲で破損しないように、その取り扱いに十分留意する必要がある。例えば、テレビやオーディオなど、精巧な機械の類は特に、粗雑に扱わないようにする。

積み木、ボール、簡易楽器など、紛失しやすい備品については、紛失をしないように気を付け、その都度調べてそろえておくことも必要である。また、使用する前に必ず点検する。

## 4 研修の仕方

### (1) 新任の教師が陥りやすい「五月病」

4月は、とにかく忙しく、仕事が次から次へとやってくる。無我夢中の1か月は足早に過ぎ去ってしまう。5月になると、ほっと一息つくゆ通りが生まれる。周囲が見えるようになると、今度はいろいろなことが気になってくる。幼児が、騒がしく指示や話を聞いてくれない時、大きな声を出し過ぎて、のどが痛くなったり声がかれたりする。幼児を追いかければ追いかけるほど、遠くへ逃げ出してしまうように思えてくる。保護者が不安そうな目でじっと見つめては、ささやき合っているような気がする。このようなことが重なると、どんどん気落ちしてしまう。5月ごろからこのような気持ちになることがある。場合によっては体調を崩すこともある。これを俗に「五月病」という。

いわゆる「五月病」は、人によって様々な徴候を示し、その傾向は二極化していく。一つは「私は、こんなに一生懸命努力している。それなのに、ちっとも応じてくれない。これは私に原因があるのではなく、みんなが悪い。」等々、すべてを他に転嫁してしまう傾向と、「うまくいかないのは、私の努力不足である。みんな私が悪い。」と、一人で問題を抱え込んでしまう傾向である。新任の教師が、「五月病」に陥った場合、後者のタイプが多い。

新しい環境で最初から完璧にできる人はいない。「まあ、いいか。」とやり過ごし、ゆとりを持つことや、ゆっくり休養することも必要である。この「五月病」というトンネルの中に入ったと思ったら、ただ時間が過ぎ去るのを待つのではなく、このような時こそ、同僚や先輩に相談することが大切である。そこから抜け出た時は、新任の教師も教

師として大きく成長しているものである。

### (2) 一人だけで判断することは慎もう

初めのうちは、わからないことばかりなので、他の教師にいろいろ教わり、より積極的に自分から相談や質問をするようにする。よく理解していないままに一人で判断したり、処理したりしない。時には失敗することもあるが、それを乗り越えることで教師として成長する。自分の失敗に気づき、今度はどうしようかと対策を練ることで失敗が生かされ、それが成長の糧となる。

園での教育や保育は、幼児が相手であり、その日その時は、幼児にとって再び繰り返すことのできない大切な時間である。

### (3) 望ましい教師の資質・能力とは何か

古来、「教育は人なり」といわれるように教育の成果は、これにあたる教師に負うところが極めて大きい。ここに、教師の資質・能力の向上をめざす、「研修」の必要性が叫ばれる理由がある。

望ましい教師の資質・能力とは何を指すのか。それは、大きく次の三点に集約できる。

- ・ 幼児が好きである
- ・ 幼児を育て、教えることが好きである
- ・ 幼児のために学ぶことが好きである

これらは、当たり前のことのようにだが、なかなか難しいものである。初めから幼児を育て、教えるための学びが好きな人ばかりではない。

- ①自分で学ぶ・同僚と学ぶ
- ②実践してみる
- ③幼児の反応を確認し、手応えを感じる
- ④更に学ぶ

このようなプロセスを通して次第

に、幼児を育て、教えるための学びが好きになっていくものである。

幼児を、園の教育目標にそって、より望ましい方向に育てていくことが、教師として大切な役割である。そのためには、教師自身も教師として成長していかななくてはならない。

#### (4) 日々の実践そのものが研修である

研修の仕方には、公開研究会に参加する、講習会に出席するなど、様々な方法がある。しかし、現場で指導に当たっている教師にとっては、日々の実践そのものが、大切な研修であり、園そのものが、研修の場となる。何もかもが新しい経験である新任の教師にとっては、毎日が研修である。

研修の場を園外に求めるよりは、主として園内で行い、日々の具体的な実践と結び付けて行うことを重視したいものである。

#### (5) 実践・研修・研究は、どう違うのか

「実践・研修・研究」という言葉はよく使われるが、これらの言葉の違いを明確にして、使い分けて実践しよう。

「実践」：園の教育目標の具体化を目指して、幼児をより望ましい方向に変容させていこうとする営み

「研修」：実践・研究の過程やその他の場で、教師が活動することを通して教師自身がよりよく変容することを意図した営み

「研究」：課題（目標やねらい）を達成するために仮説を設定し、実践の中で実証し、指導方法を確かなものにしていく営み

#### (6) 指導方法のコツと幼児理解の重要性

手洗いの指導、泣いている幼児の指導、時に乱暴な幼児の指導、童話の語り

方、小動物の飼育の仕方などといった技術的な指導方法を会得することが、大切なことはいうまでもない。これらのことは、園長や先輩から指導をいただき会得できる場合もあるし、経験を積む中で自然に会得できる場合もある。

これに対して、幼児の発達や特性を正しく理解する力量を養うということは、そう簡単ではない。一人一人の幼児の発達の度合、性格、興味や関心などを把握する力、さらには一般的に3～5歳児の特性の理解などといったことは、日々の実践と深く結び付いた研修の積み重ねによって、その力量が徐々に高められていくものである。

「幼児を知ることが、教育の出発点であり究極の課題である」「幼児を忘れた教育は教育ではない」「教育は、幼児を理解することに始まり、幼児を理解することに終わる」と言われていることから、幼児を理解することの重要性が理解できると思う。

#### (7) 幼児の行動の意味を深くとらえよう

幼児の行動記録の通り方について指導を受け、幼児の行動の意味や価値について、分析的にとらえる研修を積み上げていくことが大切である。なぜなら、幼児の行動をどう読みとるか、また、そこからより多くのことを学びとれるかが、教師として最も大切なことだからである。

例えば、「〇月〇日のこんな時、このようなことが見られた。」ということから、その幼児の生活や心の中の問題に入っていくことができる。幼児の行動を見て、目に見える言動だけを捉えて関わらないことが大切である。そのうえで教師としてどうしてもその幼児の心の痛みを保護者に理解してもらわなければならない場合もあり、真剣で丁

寧な対応が必要となる。あせらず時間をかけて園長や先輩と相談する中で手だてを考え努力しよう。

#### (8) 「幼児から学ぶ」という姿勢が大切である

指導は、教師と幼児の相互関係で成り立つ。ある内容を指導する場合、「こういう時には、こう指導するのだ。」という一般的な指導方法に従って指導することが多い。

しかし、具体的な指導は、さまざまな状況の下で教師と幼児の間でなされるもので、よく似た事例であっても、厳密には、一つ一つ異なった指導が必要である。

そこで指導に当たっては、一般的な指導方法を基に、幼児の状態によって援助を考えなければならない。幼児をよく見つめ、観察しながら一人一人に合った指導を考えていく教師の姿勢が要求される。

個々の幼児に応じた指導は、幼児との関係の中から生まれてきた結果で、「幼児に教わった」「幼児から学んだ」ということになる。

幼児には幼児独特の思考、表現、操作の仕方がある。これらのことは、書物を読んだり、人に教わったりしただけでは真に理解し尽くせないものである。日々幼児と接し、幼児の具体的な行動を通して気付いていく。

優れた教師といわれる人は、幼児から多くのものを教えられ、学んでいる。

#### (9) 自分の指導を見てもらおう

指導について書物で学んだり、人に教わったりすることは必要なことだが、それだけで指導できるものではない。

また、幼児の状態をみて、そのとき、その場で幼児に応じた指導を考えてい

くことも大切であることは、すでに述べた通りである。しかし、うまくできたか、できなかったかを、自分一人で判断するのでは、危険な場合がある。自分では、よくできたと思っても、他人から見れば適切ではないこともある。

そこで、自分の指導の在り方を他の人に見てもらい、話し合ったり、教えてもらったりすることが必要となる。実際に指導しているところを見てもらい、「あの場合は、このような働きかけや援助をするとよい。」とか、「幼児が認めてほしいという表情をしていましたよ。」などと話してもらうことによって、具体的な生きた指導方法を身に付けることができるものである。

誰もが仕事を持っていて忙しいので、なかなか自分の指導を見てもらう機会は得られないのが普通である。園内研修会を定例的に実施し、実際に指導の研修をしている園もあるが、園長、教頭や主任に、「私の指導を見ていただけませんか。」とお願いすることも一つの方法である。

少しでも指導を見ていただいたら、幼児を帰宅させた後、こちらから必ず伺って「何かお気付きのことはありませんでしょうか。」と、指導を受けることが大切である。

このように、積極的に自分の指導を見てもらい、指導の改善、向上のための努力を惜しまないようにしたいものである。

#### (10) 園内研修会への参加の仕方

園内研修会などで、先輩や同僚から指導を受けた場合は、よく聞いて次から実践できるように心掛けたいものである。

「話し方が、一本調子だったので、もっと抑揚が必要だと思うけど。」と言われて、「私も気付いていたのですが

…。」と言ったり「あそこで打ち切ったほうがよかったのでは。」と言われると、「そう思いましたが、しかし…。」といったような受けとめ方をしたりでは、せっかくの指導を生かすことができない。

そうすると、何でも黙って受け入れたほうがよいと受け取られがちだが、決してそうではない。

素直に受け入れるべきことは受け入れ、言うべき時は、きちんと言うことが大切である。

例えば、「今日のボール遊びは、幼児が楽しんでいることが十分できる環境が設定できなかったと思われますが、この点はいかがでしょうか。」や、「〇〇の書物によると、この活動は4歳児の前半では高度過ぎるとありましたが、いかがだったでしょう。」あるいは、「私が経験してほしいことと、幼児がやりたいと思っていたことが違っていたように思います。なぜ、あのようになったのでしょうか。」などと、質問をすることは差し支えないし、また進んですべきである。

次に、助言されたこと、教わったことはすぐに実践に移してみる。そのことが、自己を成長させ幼児の育ちにつながる。研修を積むことは、教師として大変重要なことである。

## 5 保護者との接し方

### (1) 保護者と共通理解を深めながら連携しよう

幼児と生活していると、いろいろな問題に直面する。そのような時、保護者と会って話し合わなければならないこともある。

「幼児をよりよく育てたい」という教師の願いは、当然、保護者の願いでもある。そして、保護者の協力と理解がな

ければ、保育の営みは空回りしてしまい豊かな園生活は実現できない。教師が、保護者と共通理解を深めながら連携していくことは、幼児の望ましい発達にとって、欠くことのできない大切な条件である。

### (2) プロとしての自覚と自信を持つ

保護者と接する場合、心得ておきたいことを考えてみよう。

初めてクラスを受け持つのだから、「これでよいのか」「これではおかしいのでは」といった疑問や不安にかられることは多々ある。

保護者と接する場合にも、ことさら自分を卑下したり、逆に、自己を顕示したりしないようにしよう。信用をなくしたり誤解されたりする場合もある。素直な態度で接し、わからないことは、「さっそく調べて御連絡します。」とか、「園長や職員会議などで確かめてからお返事させていただきます。」などと回答する。

保護者のほとんどは、年齢も自分より上で、人生経験も豊富で、子供を産み育てている人たちである。なかには、教師以上に勉強している方もいる。時には、新任の教師に対して不信感を抱く場合があるかもしれないが、心を込めて真剣に幼児一人一人の保育をすすめていくことが大切である。

使命感を持って前向きに努力している姿こそ、幼児にとって何よりの教育である。そういう望ましい姿を幼児に見せることができれば、たとえ失敗があっても十分に補えるものである。

一生懸命努力している姿から、保護者は、信頼感と安心感を持つことを忘れてはならない。

### (3) 冷静に優しく接しよう

言葉は、その人の人格の表現でもあ

る。ものやわからかに、しかも的確に要点を明らかにしていく話し方や言葉遣いを、自分のものにしていくよう心掛けよう。また、自分を信頼してくれていないと感じても、失礼な態度はとらないように努めよう。

保護者の様子や考え方は、幼児に直接影響するので、保護者の信頼と協力を得るように努力することが大切である。誤解や摩擦があると気付いたら、園長や教頭に相談して、早いうちに解決する。

もし、問題が起きてしまったら、冷静に対処するよう努力し、態度や言葉遣いに気を付けて、相手の気持ちを考えながら話を十分聞くとともに優しさを持って接することが大切である。その際、担任として幼児に責任を持っている立場から、必要なことは明確に誠意を持って伝えよう。

#### (4) 保護者をよく理解しよう

保護者と接する時に大切なことは、相手をよく理解することである。そのためには、よい聞き手になって、保護者の話をよく聞こう。人格や人柄、考え方は、話すことによって明らかになる。そこから、対応の仕方が生まれてくる。保護者の話を聞く機会を多く持つように心掛けたいものである。

#### (5) 保護者の子育てに対する多様な姿勢を知ろう

保護者の中には、育児について関心が薄い方もいる。

幼児の生育歴を調べてみると、保護者に抱っこされたり、あやされたりした経験が少ない幼児、「ほほえむ」ことを知らない幼児、感情表現が乏しい幼児などもある。

核家族化のなかで、保護者が孤立し閉鎖的になる傾向も指摘されている。

子育てに自信がなく、子供を幼稚園へ預けておけばよいといった、依存的な考えを持つ保護者もいる。

祖父母と同居しながら、子育てについての知識や知恵、あるいは「子育ての文化」が伝承されていくようなことは難しい時代になっている。

こうした事実、教師は目を向け、若い保護者の悩みや迷いにも耳を傾け、寄り添い、共に考えていくことが必要である。また、真剣に幼児のことを話し合えるなど、保護者との信頼関係を築くよう努力していくことが大切である。

#### (6) 保護者には平等に誠意を持って接しよう

教師として一番大切なことは、保護者には平等に誠意を持って接することである。

特に、PTAや保護者の会などの役員とは接する機会が多くなる。こうした場を通して、何かと協力をお願いしなければならないことも数多くある。仕事を通して役員と親しくなるのはよいことだが、それが私的な生活にまで及ぶとなると問題である。公私混同しないよう十分気を付けなければならない。

#### (7) 家庭訪問で注意をしたいこと

家庭訪問は、幼児の家庭を訪問し、そこで生活している幼児の姿を知ったり、幼児の通園路や地域の遊び場、友人関係などを把握したりして、その後の指導に生かすために行われる。

また、病気や事故などで幼児が長期間欠席している場合や、緊急に保護者と話し合う必要がある場合は、保護者に来園を求めず、こちらから出向くこともある。

家庭訪問は、園の方針や実態に応じ

て行われるが、その際に注意したいことを、次に示す。

**ア 実施前に注意したいこと**

- (ア) 事前に園の方針・目的をはっきり各家庭に連絡しておく。
- (イ) 各家庭で守ってほしい約束を周知する。
- (ウ) 園全体の教師が同じ態度、方法で実施できるよう共通理解を十分に行う。

**イ 実施に当たって注意したいこと**

- (ア) 幼児が通園する道路の交通量、横断場所などを把握し、安全指導の資料にする。
- (イ) あらかじめ、ねらいをはっきり持って臨み、話し役よりも聞き役にまわる。
- (ウ) 公平な態度で接し、言葉や態度に差がないように気を付ける。
- (エ) 保護者が親近感を持って話しやすい雰囲気をつくる。
- (オ) 家庭内の事情には、なるべく触れないようにする。
- (カ) 話しながらのメモはせず、園に帰ってから要点を記録し整理する。

**(8) 個人面接で気を付けたいこと**

個人面接は、その幼児の家庭環境や家庭での生活を知ることができる大切な時間である。

保護者の話をよく聞きながら、保護者が困っていることは何かを、明確に理解することが大切である。また、幼児の家庭状況を知りさえすればよいというわけではなく、時には、園生活という集団の中での課題を保護者に伝えて、家庭での協力を得なければならないこともある。その場合でも、一方的に話をするのではなく、幼児をよりよく育てたいという基本的立場で、共感的理解をしながら話を進めたいものである。

**(9) 具体的事実即して話し合おう**

個人面接で大切なことは、一人一人考え方の違う保護者に対して、それぞれに対応した接し方を工夫していくことである。こちらの話をとても素直に聞いてくれる人もいるが、そうでない人もいる。

特に、問題行動について話し合おうとする場合、「うちの子が、そんなことをするはずはない。」とか、「私は、そんなふうに育ててこなかった。それは、先生の指導に問題があるのでは。」などと、とらえてしまう保護者もいる。また、「子供を産んだことも育てたこともないのに。私の方が子供については、よくわかっている。」という保護者もいるかもしれない。このような場合、「幼児より保護者への対応のほうが大変だ。」と感じるかもしれない。

しかし、保護者が変容しなければ、幼児の行動や生活は変わらない。信頼関係を築きながら誠心誠意、真心を持って保護者と接していくことが大切で、それによって保護者が変わり、幼児のよりよい成長につながっていくのである。対応が難しいと思う保護者でも、いつかは必ずわかってくれると信じて対応していくことである。しかし困難さを感じた時は、園長や先輩と相談して、早い時期に対応策を考えることも必要である。

いずれにしても共通していえる大切なことは、具体的事実即して話し合おうということである。そのためにも幼児一人一人の行動の記録を、きちんととっておく必要がある。

**(10) 保護者会で気を付けたいこと**

ここでいう保護者会とは、園が主催し、園の幼児教育について保護者の理解を深めてもらい、一層の教育効果を高めるために行うものをいう。これら

には、園全体・学年ごと・学級ごとの会がある。ここでは、学級ごとの会について、運営上の留意点を挙げる。

ア 保護者の胸に園児の名札を付けていただくなど、お互いによく分かるようにしてもらう。

イ お互いの顔がよく見えるように円形にするなど場の設定を工夫する。

ウ 会の持ち方、内容については園全体でよく共通理解をしておく。

エ 質問については、すべて教師が答えるのではなく、全体に話題を返し、他の保護者の意見も聞くように心掛ける。

オ 園全体に関する質問については、すぐに回答しないで、園長や主任に聞いてから答える。

カ 手遊びやゲームをするなど、なごやかな雰囲気づくりを心掛ける

#### (11) 保護者参観後の懇談会は、どのように運営したらよいか

どの園でも、年間計画にそって、保護者参観を実施している。参観だけで終わることもあるが、参観後、保護者と教師で懇談会を持つことがある。

懇談会は、参観した保育のことが話題の中心になる。参観して疑問に思ったことや自分の子供を通して気付いたことを、具体的に話し合う。そこで保護者が、考えたり感じたりしたことを中心に話し合いを進め、教師も共に考えていくという態度で参加するとよい。

保護者から発言があったら、話の内容を批判したり、意見をさしはさんだりしないで、そのまま受けとめる。教師が、こうした態度で話を聞いていると、保護者も安心して発言ができるので、話し合いの内容も深まる。前にも述べたように、保護者の発言を、全体の共通の話題にすることが大切であ

る。ある質問に対して、教師がすぐに答えてしまうと、保護者対教師の一問一答の形で終始してしまい、他の多くの保護者は、受け身の形で参加することになってしまう。それでは参観をして、話し合いをする意味が半減してしまう。

例を挙げると、「今、こういうお話がでしたが、皆様のご家庭では、どうしていらっしゃるのか。」と、話題を保護者に返してみよう。そうすると、保護者同士で話し合ったり、発言する人が出てきたりと、話題について考える雰囲気生まれてくる。時には、沈黙のまま時間が過ぎてしまうこともあるが、それは保護者が、考えをまとめているときである。余裕を持って待つことも大切である。

#### (12) 大切なことは、責任を持って、はっきり言おう

話し合いが予期しなかった方向へ流れてしまい、特定の幼児の指導や学級のことで望ましくないような方向へいつてしまいそうな場合は、教師として、勇気を持って言うべきことを、きちんと言う必要がある。自分は幼児の担任であり、この幼児たちの現在と将来に責任を負っているという、自覚と勇気ある決断を下す気構えは、常に持っていなければならない。場合によっては、「このことについては、園としての考えを確かめてから、改めて話し合いたいと思います。」と伝えることも一つの対応である。

#### (13) 分かりやすい表現の仕方を工夫しよう

分かりやすく伝えるということは、難しいものである。説明したことが、正しく伝わらなかったり、誤解されたりすることもある。保護者は、自分の

子供を中心に考える傾向がある。また、自分の子供については、特定のイメージを持っていて、その範囲内で考え、それ以外のことは受け入れないということもある。一度説明したからよいと考えないで、言葉を替え、言い方を工夫して、説明することが大切である。

また、保護者との話し合いの際には、専門用語（教育学や心理学などの用語）を不用意に使わないことも大切である。

そこで、要点をはっきりさせて、分かりやすい話し方を身に付ける。そのためには、あらかじめ言いたいこと伝えるべきことを、原稿に書き、先輩に聞いてもらうこともよい方法である。

#### (14) 教師も保護者も、幼児とともに育つ心を大切にしよう

保護者との接し方において、最も基本的な心構えは、教師も保護者も、幼児と共に育とうとする心である。

そのためには、幼児から学ぼうとする態度が大切である。幼児を指導してあげよう、教育してあげようという意識よりも、日々変容し、様々な発達の姿を見せる幼児一人一人から、多くのことを学び取ることでできる教師であり、保護者であろうとする努力をし、成長の喜びを分かち合っていくような人間関係を大切にしたい。

例えば、問題行動について話し合う場合、困っていることだけではなく、幼児の心の痛みを、保護者と教師で分かち合い、共に悩み、共に考え合う人間関係を土台として、幼児の望ましい成長を見通していこうとする、心の通う温かな関わりを大切にしていきたいものである。

## 6 家庭連絡の仕方

### (1) 保護者との連携・協力こそ、園生活を充実させる基本条件である

園と家庭、保護者との連絡の仕方、また、協力関係をつくりあげていくためには、どんなことに留意したらよいだろうか。

家庭連絡の方法には、次の方法が考えられる。

ア 文書による方法

イ 電話による方法

ウ 対面による方法

エ 連絡アプリによる方法 等

### (2) 文章の書き方を工夫しよう

文書による方法とは、「園だより」「クラスだより」、通信文、お知らせなどの印刷物により、園の行事や会議、保育内容などを、各家庭に連絡することである。

伝えたいことを、端的に分かりやすく書くことを心掛けて作成するとよい。慣れないうちは、先輩の書いた文章や前年度の文書を見て、書き方、様式、レイアウトなどを学ぶ。書いた原稿は、園長・教頭・主任に目を通してもらい、誤字・脱字、不備などの訂正を受けたのち、連絡文書を出す許可（決裁）を得る。

誤字やあて字には特に注意し、あいまいな時は必ず辞書で確かめる。また、平仮名を使い過ぎると、読みにくくなる。

文章を書くことが苦手でも、書いた人の誠実な心が、伝わるような書き方を心掛けたい。それが、保護者に信頼と安心感を与えることになり、幼児の育ちやクラス経営に必ずプラスとなっにかえてくる。

なお、園から出される文書は、園児に渡す前に必ず目を通して、内容を知っておかなければならない。不明な点が

あったら、園長等に聞いて確かめておく。

忙しさのあまり、それらの印刷物を渡し忘れることがないよう、書類の置き場所を決めておくといよい。

### (3) 電話による保護者との連絡で気を付けたいこと

保護者に緊急の連絡をする場合は、電話が多く使われる。その場合は、かける相手とその要旨を園長や主任に相談してからかける。

電話連絡は、相手の表情や顔が見えないので、声の調子や言葉遣いだけが情報となる。その点から考えると、普段接することの少ない保護者に、こちらの真意を伝えることは大変難しいということがいえる。そのため、保護者に電話で連絡する時は、誰かにそばにいてもらい、その内容を確認してもらうことも大切である。折り返しの電話が、かかってくることもある。そんな場合、同じ内容を伝えることもできる。

電話をかけるときは、「〇〇幼稚園（こども園）の〇〇です。」と自分から名乗る。「〇〇さんですか？」と相手を必ず確かめてから話をする。「今お時間よろしいですか。」と、了承を得てから話に入る。

### (4) 登・降園時における保護者との連絡

対面による方法としては、登・降園時が考えられるが、この時間は、すべきことが多い時間なので、保護者と十分に話し合う時間をとることはできない。

しかし、短時間でも保護者と話すことで、幼児の援助や活動の充実を図ることができる。

登・降園時における保護者との話し合いは、立ち話になりがちである。また、近くに幼児たちもいる。教師から話しかける場合は、ともすれば相手の感情

を無視して、こちらの言いたいことだけを言ってしまう恐れがある。短い時間なので、相手の話を丁寧に聞くことが大切である。また、降園時に保護者と話し合いたいときは、他の保護者が帰った後で話し合うような配慮が必要である。

### (5) 連絡帳や連絡アプリ等による連絡の仕方

保護者が教師に知らせておきたいことがあっても、登園時等ゆっくり話をする時間がとれない場合、保護者から連絡帳や連絡アプリ等で連絡してもらうことにより、適切な保育ができる。また、その日の出来事等で、保護者に個別に知らせておく必要がある場合、連絡帳や連絡アプリなどで連絡すれば確実に伝わり、有効である。

連絡帳や連絡アプリなどの機能とメリットについて考えてみよう。

第1に、幼児の状態をお互いによく知り合えるということである。園という集団生活の中での個々の幼児の姿は、必ずしも家庭での幼児の姿と同じではない。従って、幼児の姿を互いに知らせ合えば、教師も保護者も、お互いに幼児についての情報を得ることができる。

第2は、一人一人の幼児に対する指導のねらいを、具体的に保護者に知らせて協力を得ることができるということである。特に、個々の幼児に対する配慮については、連絡帳や連絡アプリ等による連絡が有効である。家庭に知らせることで効果をあげられると思われる事項について具体的に知らせる。

第3は、一人一人の幼児についての具体的な記録が残されることにより、幼児の変容に気付いたり、成長を確認したりできるということである。後で思い出したり確認したりできるので大

変便利である。

デメリットとしては、口頭による連絡と違い、相手の反応や返事がすぐには得られないということである。また、後々まで記録として残るため、次の点に留意する。

ア 口頭で言われるよりも連絡帳や連絡アプリなどで連絡されると、深刻に受けとめられることがあるので、書く内容をよく吟味する。

イ 誤解されることのないように、断定的な書き方はしない。

ウ 保護者以外の家族が連絡帳や連絡アプリなどを見ることも考慮する。

エ 注意してほしいことばかり書かないで、励みになる内容も書く。

オ 事実をありのまま知らせる場合は、幼児に対する愛情が感じられるような書き方をする。

カ 保護者からの問合せや質問など、連絡し合うなかで、疑問に思うこと、不安に感じる、わからないことがあったら、園長に相談する。

連絡帳や連絡アプリなどは、園と家庭との連絡を密にして教育効果を高めるために使う。ただし、連絡帳や連絡アプリなどに時間をかけるといったことは、本末転倒である。

## (6) 病気やけがの連絡の仕方

幼児が登園してきたら、幼児の様子が普段と違ってないかどうかを観察する。いつもの様子と違い、元気がなくぼんやりしている様子が見られたら、まず体温を測ってみる。特に、感染症の場合、他の幼児への感染の恐れもあるので、早期発見が必要である。普段と同じように、活動することのできない状態と判断した場合は、保護者に連絡し、迎えにきてもらう。

幼児は入園して2～3か月すると、園の様子が一通りわかり、教師の目の

届かないところで活動し、けがをすることもある。もし、けがをしてしまったら、次のように対応する。

ア けがの程度にかかわらず、園長もしくは教頭・主任に、けがの状態をみせ、けがに至った状況を正確に伝え、指示を受ける。

イ 軽いけがの場合は、応急処置をして、降園時に保護者にその旨を伝える。

ウ 医師の救急処置が必要な場合は、園長もしくは教頭・主任に、けがの状態をみせ、けがに至った状況を正確に伝え、指示を受ける。

エ 緊急で病院に連れていく場合や救急車を要請した場合は、保護者に連絡、説明し、病院の場所を伝える。

オ 保護者に連絡をとる際には、保護者の不安が大きくなりすぎないように、あわてず、落ち着いて、けがの状態、程度などをゆっくりと丁寧に伝える。

## 7 教職員のメンタルヘルス

### (1) メンタルヘルスの重要性

教職員は、教科指導や学級経営など日常的に児童生徒と接する立場にあり、児童生徒の人格の形成に大きな影響を与える。心の健康の保持・増進は、単に個人の健康管理上の問題にとどまらず、児童生徒の人間関係づくりなど、学校教育を円滑に実施するという観点からも重要な課題である。

文部科学省の調査によると、平成19年度以降、全国の教育職員の病気休職者のうち、精神疾患による休職者は5,000人前後で推移しており、依然として高い水準にある。精神疾患による休職者は、本人とその家族はもちろん、学校教育にも大きな影響を与えるため、メンタルヘルスケアの実施に積極的に取り組むことが求められている。この

ような中、文部科学省は、適正な校務分掌の整備や職場環境の改善など、教職員が気軽に相談できる環境づくりが急務とし、平成21年1月に「教育職員のメンタルヘルスの保持について（通知）」（令和3年3月改訂）を発出した。

これを受けて千葉県でも、職員一人一人が心身ともに健康を保持増進していくこと、また、心の健康の不調者に適切な対応ができることを目的に、平成22年3月に「千葉県教育委員会メンタルヘルスプラン」を策定（令和3年3月改訂）し、あわせてメンターを対象とした研修会の開催やストレスチェックの実施、メンタルヘルス啓発資料の作成・配付をするなどして、メンタルヘルス対策の充実に努めている。

## （2） ストレスの内容

職場における出来事に起因したストレスとしては、①仕事の失敗、②仕事の量、質の変化、③役割・地位の変化、④対人関係のトラブル、⑤対人関係の変化、などがある。また、職場以外のストレスとして、①自分の出来事、②自分以外の家族、親族の出来事、③金銭関係、④事件、事故、災害の体験、⑤住環境の変化、⑥他人との人間関係、などがあると言われている。

私たちの生活にストレスはつきものである。ストレスといかに上手につきあうかが、毎日を健康に過ごすために大切なことである。ストレスが適度であれば健康を維持したり、それを乗り越えたりすることによって、人格の形成にプラスになる。しかし、過剰なストレスが続き、緊張を維持したまましていると、やがて心身のバランスを失い、心身の不調を感じるようになってしまう。

## （3） ストレス対策

まず、「疲れた、頭が重い、ミスが多くなった、物忘れが多い、夜中に何度も目がさめる、イライラする」などの自分自身の精神的な変化を捉える冷静な目を養うことである。

次に、ストレスを、肯定的に捉え、趣味や特技を生かして気分をリフレッシュしたり、上手に休暇をとったりして、ストレスをうまくコントロールすることが大切である。また、身近に何でも相談できる人、自分のよき理解者が多いほど、ストレスを早めに解消することができると言われている。家族と交わす何気ない会話は、心が晴れたり、いやされたり、悩みが解消されることも多いと思われる。一人暮らしの人にとっては、何でも気軽に話せる親しい友人・知人がいることで、心が安らぐものである。積極的に交流をもつように心がけたい。

さらに、家族そろっての楽しく語り合いながらの食事、質の良い睡眠の確保、毎日のきちんとした入浴は、心の健康に大きなプラスとなる。特に、なかなか解決できない悩みがある時は、自分一人で抱え込まず、まず職場の上司や先輩、同僚に思い切って相談してみることである。話を聞いてもらえるだけでも、気持ちが楽になり、解決の糸口が見つかることもある。また、ストレスチェックを有効活用したり、相談機関や健康管理医、学校医に相談したりすることも一つの方法である。

### 《参考・引用文献》

- ・リーフレット『こころさわやかに』千葉県教育庁教育振興部保健体育課 平成27年3月（令和5年3月改訂）
- ・「千葉県教育委員会メンタルヘルスプラン」千葉県教育委員会 平成22年3月（令和3年3月改訂）

## 8 著作権に関すること

### (1) 著作権の概要

著作権とは、小説、音楽、美術、映画、コンピュータ・プログラムなどの著作物を無断使用から護るために著作物を創作した者（著作者）に与えられる権利で、著作物を創作した時点で権利を付与される。したがって、それらの著作物を利用する場合、原則として著作者の了解（許諾）が必要となる。

著作者の権利には、人格的利益を保護する「著作者人格権」（無断で公表・改変等されない権利）と、財産的利益を保護する「著作権（財産権）」（無断で複製・上演等されない権利）がある。

また、著作権の保護期間は、著作物を創作したときから、著作者の死後70年※である。

### (2) 学校等における例外措置

著作権法は、学校等の教育機関において、その公共性から例外的に著作権者の了解を得ることなく一定の範囲で著作物を自由に利用することができる以下のような例外を定めている。

《例外として著作権者の了解なしで利用できる場合》

ア 学校の授業における複製またはインターネット送信を行う場合

【具体例】（○は適用可、×は適用不可）

○教員が授業で使用するために、新聞記事などをコピーして児童生徒に配付する場合

○授業に必要な教科書などの文章・図を資料にまとめ、児童生徒のみ利用できるクラウド・サーバにアップロードする場合

○インターネットでつないだ遠隔合同授業（同時中継）で他の会場に送信する場合

×教員や児童生徒が、販売用のドリル

教材などをコピーして配付する場合

×教員がソフトウェアなどを児童生徒が使用する複数のパソコンにコピーする場合

×教科書の解説授業を学校のホームページにアップロードし、誰でも見られる状態にする場合

イ 試験又は検定のために、他人の作品を使って入学試験問題を作成し配付する場合（オンライン試験を含む）

○小説や社説などを用いた試験問題を出題する場合

×入学試験の終了後、その試験問題をホームページに掲載し、送信する場合

ウ 発表用資料やレポートの中で他人の作品を「引用」して利用する場合

○教員が、研究会の発表資料を作る際に、指導の成果を比較して解説するための素材として発行された記念文集の作品の一節を「引用」して使う場合

○地域産業の歴史について調べている児童生徒が、自分の考えを記述するにあたり、博物館のホームページから入手した郷土の歴史の文章の一部分を「引用」し、自らの考えを補強する場合

×小説の感想文の結論部分に、他の雑誌に載っていたその小説に関する評論文をそのまま使う場合

エ 学芸会、文化祭、部活動などで他人の作品を上演・演奏・上映・口述（朗読等）する場合

○文化祭などでブラスバンド部の演奏や演劇部の演劇を行う場合

×音楽や劇の鑑賞の料金を取る場合  
ただし、上記の適用可の例においても、その事例ごとの条件を満たしている必要がある。

例えば、アの学校の授業における複製またはインターネット送信をする場合には、以下のような条件がある。

- (ア) 営利を目的としない教育機関であること
- (イ) 本人(教員又は児童生徒)の授業で使用する
- (ウ) 授業を担当する教員やその授業等を受ける児童生徒がコピーすること
- (エ) コピーは、授業に必要な限度内の部数であること
- (オ) その著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと
- (カ) 既に公表された著作物であること
- (キ) 原則として著作物の題名、著作権者名などの「出所の明示」をすること

これらはあくまで例外なので、適用には注意が必要である。

平成30年5月に公布された著作権法の一部を改正する法律では、第35条が以下のとおり改正され、令和2年4月に施行された。(改正箇所下線)

改正により、従前は複製と遠隔合同授業のための公衆送信のみであった第35条の対象に、その他全ての公衆送信と受信装置を用いた公の伝達を加えられることとなった。

これにより、授業の過程において、予習・復習用の資料をメールで送信することや、オンデマンド授業で講義映像や資料を送信することが可能となった。

#### ○著作権法

(学校その他の教育機関における複製等)  
第三十五条

学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供

することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。)を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うとき  
には、適用しない。

#### 《参考・引用文献》

・『学校における教育活動と著作権』(令和5年度改定版)  
文化庁著作権課

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/index.html>

## 第4章 幼児を理解しよう

### 1 幼児との接し方

#### (1) 明るい笑顔を大切にしよう

幼児を保育する場合、最も大切なことは、いつも明るい笑顔を忘れないことである。教師の笑顔を見た幼児は、親しみを感じ、心をひらく。熱心に接すれば、教師は、幼児にとってよき理解者となり、さらに信頼を深めることになる。

幼児との接し方を身に付けて、幼児に慕われる教師、保護者に信頼される教師になるよう、一つ一つ着実に学んでいこう。

#### (2) 一人一人に合った接し方の工夫

教師の言動や幼児への接し方は、意図的かつ計画的に行うことが大切である。

幼児は、一人一人が異なった性格を持っている。また、育った家庭環境も違う。一人一人に合わせて適切に対応するためには、それぞれの幼児の性格をよく知り、一人一人の違いを十分に把握した上で、接し方を工夫する必要がある。

#### (3) 幼児の自主性を伸ばそう

幼児の自主性を伸ばすことは、大切なことである。そのためには、幼児を集めて指導するだけではなく、幼児が集まって遊んでいる中へ教師が入って、一緒に遊ぶことも大切である。幼児のありのままの姿と生活を大切にしながら、幼児がのびのびと自己実現できるように、幼児の思いや願いなどを理解する。共感するとともに、園生活を見守り、認め、励ますなど、一人一人に応じた援助をしていくことが必要である。また、幼児の心を動かす、魅

力的な環境の構成も大切である。

#### (4) 情緒が安定しない幼児との接し方

幼児は、集団の中で認められたいという気持ちを持っている。これは、幼児の心理としては当然なことだが、その行動の表れ方は、個々の幼児によって異なる。欲求の表れが、いろいろな行動となることを考えて、一人一人の行動を見逃さないように観察することが必要である。その上で、個々の幼児に合った適切な対応の仕方を考えることが大切である。

例えば、入園当初、泣いてばかりいて保育室に入ろうとしない幼児、集団生活に慣れて毎日友達と楽しく遊んでいたのに、ある日、突然泣きはじめて集団の中に入らなくなった幼児がいた場合、この二つの例は、同じように幼児が泣いているが、幼児の欲求の内容は違う。

前者の場合には、その幼児にやさしく接して、早く不安を取り除くような配慮が必要である。ときには手をつないだり、やさしく抱いたりして安心させることも大切である。やさしく遊びに誘い入れて、徐々に新しい環境に慣れるよう援助していく。遊び友達ができると、自然に打ちとけていく。

後者の場合には、集団生活の中で、自分の思いが通らず受け入れてもらえないことが不満で、教師の気を引こうとしていることも考えられる。このような時には、「泣かないで、友達と一緒に遊びましょう。」等と言言葉を掛け、見守った方がよい場合もある。

自己主張の強い幼児には、どのように接すればよいのか。そのような行動の要因をさぐると、

- ・教師の関心を引きたい
- ・家庭の中では、わがママができるが、集団では、それができない

・言葉で、うまく自分の気持ちが伝えられない

等様々である。その幼児がどうして自己主張するのかという要因を考え、その幼児に合った対応を図る必要がある。その際、早く改善しようとあせらずに、長い目で見ることである。まず教師は、幼児に温かく接し、耳を傾けて幼児の思いを聞くように関わる。幼児が集団生活の中では、なかなか思いが通らないことを経験していく中で、友達と対話し、折り合いをつけながら、仲よく遊べることを増やしていくように援助していくことが大切である。

#### (5) 援助の仕方を工夫しよう

入園当初の幼児たちは、不安なため、教師のそばに寄ってくることがある。教師のそばにいてだけで安心してられるからである。しかし友達と遊ぶことなく、いつまでも教師の後ろについていては、自主的、自発的な生活や遊びにならないので、教師のそばから離れて、友達の中に入れるような援助をする。

しかし、無理やり突き放すようなことをすると、よけいに離れられなくなってしまう。そこで、教師の方から離れるようにしむけるよりも、遊ぶことの楽しさを感じることができるよう、友達との関わり合いを深めるようにしていくことも大切である。はじめは、「先生と一緒に遊びましょう。」「つみ木をして遊ぼうね。」などと誘って一緒に遊び、徐々に友達と打ちとけて遊べるようになったところで、そっとそばを離れるようにする。そのうちに、友達と遊ぶ楽しさがわかって、積極的に集団の中に入っていくことが期待される。

幼児一人一人の変容をよく観察し、

適切に判断をした上で、その幼児に対応できるよう、援助の方法についてよく考え、工夫することが大切である。

#### (6) 常に、全体に気を配ろう

教師は、学級全体の幼児に目が届くようにし、活動の内容を把握することが求められる。

自分の近くにいる幼児だけに気をとられることがないように、学級全体の幼児に気を配ることが大切である。常に、「誰が、どこで、何をしているか」をつかんでいることが求められる。

活動が盛り上がらないグループの中に教師が入ることによって、遊びが活発に発展するということもある。しかし、長時間特定の幼児と遊ぶことは、他の幼児に対しての指導が不十分になる可能性も生じる。危ない遊び方をしていることに気付かなかったり、幼児がけがをしたことを他の幼児から言われて、初めて知ったりすることも起こりがちである。

一人一人の幼児の姿に気を配ることを常に心掛ける必要がある。

#### (7) 幼児が、安全にのびのびと遊べるよう気を配ろう

幼児は好奇心旺盛で、物と関わって、遊びを工夫し、発展させていく。例えば、ヒーローごっこ、探検ごっこなどで、園舎の陰、狭い所、高い所などに行って遊んだり、教師が考えもしない遊具の使い方をしたり、自分達の遊ぶ場をつくるために、いろいろな物を運んできて、まわりを囲んでしまったりする姿を、よく見かける。

このように、幼児が遊びをつくり出していく中、教師がどんなに配慮しても保育室や園庭などに危険が生じることがある。幼児が、主体的に、のびのびと活動することは大切だが、大けが

をしたり、生命を失ったりすることがないように全力を尽くすことが求められる。事故を未然に防ぎ、幼児の遊びを深めていくためにも、常に教師は、幼児の動きに注意し、安全面に気を配る必要がある。

## 2 グループ編製の仕方

### (1) 幼児の活動と活動内容との関係

幼児の活動の形態としては、園全体、学級、グループ、個人などがある。いずれの場合も、園全体の協力体制をつくりながら、幼児たちの興味・関心が満たされる援助が必要である。

#### ア 園全体の活動の中で

園全体では、入園式、誕生会、運動会、遠足などの、園生活の節目となる行事がある。形としては園全体の活動だが、実質的には学級が基本的なまとまりとなっていく。

#### イ 学級の活動の中で

学級で紙芝居を見たり、絵を描いたりする場合、形としては学級全体の幼児が、同時に同じ経験をするが、一人一人の発達や経験の程度によって、どのように受けとめ、どのように理解し、どのように表現するのかは異なる。

また、紙芝居づくり、劇遊び、鬼ごっこなどの場合は、グループや個人で活動する。

担任は、それぞれのグループ活動を見守り、必要に応じた援助をする。

#### ウ 年齢による活動の中で

3歳児の活動は、成長過程、習慣や態度の自立など、個性の伸長を重視して指導する必要がある、グループ活動に比べ、個での活動が多くなる。しかし、グループ活動の素地を養うためには、同じ場にいる幼児から刺激を受けていく経験の積み重ねが大切である。

4歳児は、基本的な生活習慣が身に付きつつある（身辺自立）段階である。社会性の点では、まだ自己中心的な段階を脱していないことから、個人活動とグループ活動を徐々に織り交ぜながら活動することが望ましい。

5歳児は、家庭から社会へと認知が移行する段階で、行動範囲が拡大し、仲間を意識し始める時期である。降園後、地域で集団遊びをする機会を確保するのが難しい最近の幼児の現状を考慮すると、グループ活動を意図的に保育に取り入れ、一人一人が自己を発揮できるようにすることが大切である。

### (2) グループの類型にはどのようなものがあるか

#### ア 自然発生的グループと意図的グループ

自然発生的グループとは、幼児が、何らかの活動をする場合、自然に集まってできるグループのことで、意図的グループとは、教師が何らかの活動をさせるために、意図的に分けたグループのことをいう。

一般的に、自然発生的グループは、主として自由遊びの時に、意図的グループは、主として設定保育の時に編制するグループである。

グループを編制する際には、次のことに留意する。

(ア) 幼児が自由に集まる様子を手がかかりとして、皆が満足するように、また、活動がよりよく発展するように調整していく。

(イ) グループ分けをした後でも、必要に応じて入れ替えを促す。

(ウ) 徐々に幼児自身でグループづくりができるように援助する。

主体的に活動を発展させていく態度や能力を養うために、あるときは幼児が主になってグループをつくり、あ

るときは教師が主になってグループをつくることが求められる。

#### イ 固定的グループと流動的グループ

固定的グループとは、学級をいくつかのグループに分け、食事の準備・片付け、動植物の世話などを行い、学級全体の生活をよりよいものにするために構成されるものである。

流動的グループとは、集団遊び（鬼遊び、ごっこ遊び、リレーなど）の活動内容や種類によって、メンバー構成やグループの人数を変えることで、より教育効果が得られるようなグループのことを言う。

### (3) 編制の方法はどのようにしたらよいか

今まで述べてきたことをふまえてグループを編制するが、始めは好きな幼児同士を集め、しだいに関わりの少なかった幼児と互いにより刺激を与え合うように改編していくとよい。

活動内容に応じたグループの編制は、経験や活動の種類から共通のイメージが広がり、グループとしての活動になるよう、幼児たちが自主的につくるようにすることが望ましい。

## 3 幼児の行動の理解と対応

### (1) 幼児の行動をよく観察しよう

「先生、お花が咲いているよ。」「先生、ありさんを見つけたよ。」という幼児の言葉に、思わず笑みがこぼれる。

一方で、自分の思い通りにならないとすぐに怒り出してしまったり、話を静かに聞くことができなかつたりする幼児もいる。

幼児の行動を引き起こす心の動きを知ることが、幼児理解につながる。そのためにも、常に幼児の行動に寄り添い、同じ目線で物事を見ることのできる教師でありたい。

### (2) 幼児の行動の背景にあるものを探ろう

「花」や「あり」を見付け、それを教えに来た幼児は、それらへの興味や関心が高いのかもしれない。あるいは、自分が見つけたうれしさや驚きを伝えたいのかもしれない。幼児の行動には、その幼児なりの様々な背景が考えられる。このような幼児の行動の背景を知ることが、幼児理解には重要である。言葉でうまく表現できない幼児の行動の背景を知することは、容易ではないが、とても大切である。

すぐに怒りだしたり、話を静かに聞けなかつたりする幼児の行動には、どのような背景があるのだろうか。その背景として、幼児の生活環境や生育歴によるものや、発達によるものなどが考えられる。次のような理由が考えられる。

- ・注意を引くため
- ・周囲の状況に過度に敏感なため
- ・緊張が高いため
- ・無気力なため
- ・感情のコントロールができないため

このように、幼児の行動の背景は、多種多様であり、幾つかの要素が関連していることが多い。これらを整理し、行動の背景を理解することが大切である。

### (3) 一人一人に合った対応をしよう

同じ行動をしている幼児でも、これまで述べたとおり、その背景は多様である。従って、おのずとその対応も異なる。

幼児の発達には、葛藤や試行錯誤を繰り返しながら、多様な体験をさせることが大切である。適切な対応をしても、幼児の行動がすぐに変容しないことがある。幼児期は、初めての集団生活の中で、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自分の欲求を抑制することを覚えるという特性がある。教師は長

期的な視野を持ち、あせらずに承認や称賛を積み重ねることが大切である。

保育は、幼児と教師との信頼関係に支えられて行われる。教師が幼児の変化に気付いて適切に援助することで、幼児は他者から認められる体験を積むことができる。そのことが自信につながり、よりよい行動への原動力になる。

#### (4) 周囲との連携を図ろう

幼児の行動を理解し、適切な対応をするには、周囲との連携が大切である。

##### ア 園内での連携

幼児を育てていくためには、教師同士が協力して、一人一人の実態を捉えることが大切である。教師が相互に様々な幼児に関わり、互いの考え方を話し合い、幼児理解を深められるようにする。話し合うことで様々な視点を得て、専門性を高め合うことができる。日頃から教師同士のコミュニケーションを大切にしておく。

また、園内の組織を積極的に活用することも大切である。会議や研修等で、幼児の行動や対応、環境構成を話題にし、共通理解を図ることで、幼児の成長を支えることができる。

さらに、前年度までの幼児の様子を把握するとともに、今年度の様子を次年度へ引き継ぐ連携も大切である。そのためにも、日々の様子の記録を蓄積しておく。

##### イ 家庭との連携

幼児の生活の基盤は家庭にある。家庭での幼児の様子を知ることが、幼児理解につながる。また、保護者の考えや、養育の仕方を知ることが重要なので、保護者との会話や連絡の機会をこまめに持つよう工夫する。幼児は保育時間の他は家庭で過ごすので、親子が共に過ごす時間が長い。幼児が、よりよく育つためには、連絡や教育相談の

仕方にも配慮して連携を図る必要がある。（第3章参照）

##### ウ 関係機関との連携

幼児の行動から、発達支援を視野に考えた方がよいと思われる時には、地域の特別支援学校や発達支援センターなどと連携を図り、専門的な立場から支援を受けることも必要になってくる。

また、教育、医療、保健、福祉等関係機関と連携を取り合いながら、幼児へ対応した方がよい場合もある。

どのような連携が必要か、園内はもちろん、保護者ともよく相談し、適切な連携が図れるような配慮が大切である。

なお、保護者と発達支援などについて話をする場合は、園長等とよく相談し、人間関係や信頼を損なわないよう、慎重に行う。

##### エ 小学校との連携・接続

幼稚園・認定こども園は、「義務教育及びその後の教育の基礎を培うもの」（学校教育法）という意識を持ち、幼児教育と小学校教育との円滑な接続のために、小学校と連携を図ることが大切である。

子供同士・教師同士の交流、小学校の教師との意見交換、授業や保育の相互参観を通じて、お互いの教育を理解し合うことができる。また、自分の受け持った幼児の小学校での様子を知ること、自分の指導を振り返ることもできる。特に、就学に向けては、喜びとともに幼児の緊張や不安も高まる。園での行動の様子を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を通じて共有することや、特に支援が必要な事項について丁寧に引き継いでいくことが、小学校教育との円滑な接続につながる。

## 第5章 児童虐待への対応

### 1 はじめに

児童虐待は、子供の心と体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に深刻な影響を与えるだけでなく、ときには尊い命さえも奪ってしまう。虐待は、子供に対する重大な人権侵害である。

子供が、家庭に次いで多くの時間を過ごす学校の教職員は、子供の変化に気付きやすく、児童虐待を発見しやすい立場にある。同時に保護者に接する機会も多いので、児童虐待の予防から早期発見、虐待を受けた子供や保護者に対する支援に至るまで、様々な場面での対応が求められている。

### 2 虐待の定義とその兆候

本章末尾の「児童虐待の分類と被害を受けた子供に見られることが多い兆候」を参照されたい。

### 3 DVと児童虐待

「ドメスティック・バイオレンス」（以下DV）とは、「親密な関係にあるまたはあった配偶者や恋人から振るわれる暴力」という捉え方が一般的になっている。

改正後の児童虐待防止法では、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）」も児童虐待であることが明記された。

DVの起こっている家庭では、子供はDVの目撃者となったり、巻き添えとなって暴力の被害者となったりする。このため、自尊感情の低下、無力感や絶望感、感情麻痺や、体調不良となった親からの虐待等、安定した養育環境が維持されず、子供に様々な影響が生じる可能性が高い。

### 4 しつけと虐待

虐待をしている保護者が「しつけのため」と言って虐待を正当化する事例がある。令和元年6月には「しつけ」に対しても「親権者等による体罰の禁止（児童虐待防止法 第14条）」が明示され、民法による親の「懲戒権」についても令和4年12月に削除された。これらの動きにも注視し、保護者との関係よりも子どもの安全を優先し、対応することが大切である。

### 5 児童虐待の起こりやすい要因

児童虐待を発生させる可能性をもつ要因として、次のようなものが挙げられる。

#### (1) 親の要因

育児不安や育児疲れ、配偶者等が家事や育児に非協力的で負担過重になっているストレス、望まない妊娠、情緒不安定、攻撃的な性格傾向、アルコール・薬物依存、精神疾患、養育者自身の被虐待の経験（愛情飢餓・世代間伝達・体罰信仰）

#### (2) 子供の要因

未熟児、発達の遅れ、疾患などに対する保護者や家族の子育てや将来への不安

#### (3) 親子の関係

入院等による親子分離状態の長期化等による愛着関係の形成不全、自責感や養育不安、年相応の評価ができずに過度の期待

#### (4) 家庭の状況

夫婦・家族不和、経済的困窮、借金、失業、転居、若年結婚・出産、再婚、内縁関係

## (5) 社会からの孤立

近隣との交流が無く、親・兄弟・友人等相談相手が身近にいない状態

※虐待は、どここの家庭にも起こりうるが、要因があるから直ちに虐待が起こるとは限らない。

## 6 園における虐待対応

### (1) 疑いと発見の段階

ア 虐待は発見されにくいもの

虐待を受けた子供が、自分から虐待を受けたことを訴えるのはまれである。虐待を受けていても、子供にとって親の存在はかけがえのないものであるため、事実を否認したり、親をかばったり、自分が悪かったせいだと思ったり、虐待を受けている認識をもてないでいる子供も少なくない。一旦は認めても後から事実を取り消す子供もいて、家庭という「密室」で行われる虐待の発見は難しい。

しかし、虐待を受けている子供は何らかのSOSサインを出していることが多い。普段から子供と接する機会の多い教職員や保育従事者には、「虐待を疑う視点をもつ」ことが重要で、「いつもと違う」、「何か変だ」と感じたときに、「もしかして虐待ではないか」とまずは疑ってみることから、虐待の発見は始まる。

イ 早期発見の義務

学校や教職員は、虐待を発見しやすい立場にあり、子供・保護者との信頼関係を生かした援助を提供しやすい状況にあることなどから、法律により、早期発見の義務が課せられている。

ウ 虐待を見逃さないポイント

◆虐待のサインとしての問題行動

非行や不登校、暴力など、虐待を受けた子供は、様々な問題行動を起こす傾向にある。

問題行動のみに着目し処理するのではなく、その背景に虐待があるかもしれないという視点をもつことにより、見逃されていた虐待の発見につながる。

◆「いつもと違う」、「何か不自然だ」も虐待のサイン  
「不自然さ」に気付くことを大切にしたい。

【不自然な傷・あざ】

頻繁な負傷、不自然な部位の傷・あざの状況

【不自然な説明】

子供も保護者もありえない説明、二転三転する説明

【不自然な表情】

無表情、脅え、落ち着きがなく周囲をうかがう、変な機嫌とり

【不自然な行動・関係】

妙な馴れ馴れしさや拒絶、年齢にそぐわない性的な素振り

【その他の不自然な状況】

重大な結果の事例では、突然の引越、連絡もない長期欠席、保護者の言い逃れや拒否により、実際に教職員等が子供に会えなかった場合もある。

### SOSのサイン

本章末尾の「児童虐待の早期発見チェックリスト」を参照されたい。

### こんなところに注意

○「そんなことがあるはずがない」という思い

実母からの虐待が、全体の半数程度と言われている。

「実父母による虐待はあるはずがない、できれば考えたくない」という気持ちだが、虐待を見過ごしてしまう可能性を高める。

○「聞くことがかえって子供の害」という思い

教職員は家庭との関係を良好に保ちたいもの。親からの抗議をおそれたり、

虐待への関わりがかえって子供の虐待を深刻化させてしまうとおそれたりすることから、通告などを躊躇してしまう可能性がある。

○「どうせいつものこと」という慣れ

ためらいと見送りを繰り返しているうちに、「前回の傷のほうがかかった」等と虐待の影響に慣れてしまうことが、生命に危険が及ぶ虐待にまでエスカレートする可能性を高める。

## (2) 初期対応

### ア 虐待の証明はしなくてもよい

虐待かどうかを判断するのは、通告を受けた児童相談所や市町村などの役割になる。

法は、虐待を受けたと思われる場合でも通告を求めている。「もし間違っていたら」、「虐待を証明できるようになってから」と通告を遅らせることで、最悪の結果を招くことのないようにしなければならない。

### イ 一人で抱え込まない

虐待は、発生要因が複雑で、子供、保護者双方への援助や対応にも困難が伴うものである。

多面的な視点を持ち、ストレスの軽減を図るためにも、役割分担や組織での対応、校内連携が重要である。

### ウ 正確な記録の重要性

虐待の対応は、多くの機関が関わり、長期に及ぶことが多い。関係機関への連絡や後任への引き継ぎを確実に行うためにも、虐待の疑いをもった時から、事実か伝聞かの区別を明確にした、憶測を交えない正確な記録を残す必要がある。

### エ チームとして早期対応

管理職のリーダーシップのもと、組織的に対応することが重要で、まず可能な範囲で速やかに関係職員を集め、

情報収集し、事実関係を整理する必要がある。

(メンバー)

- ・管理職
- ・虐待対応担当教諭
- ・養護教諭
- ・学級担任
- ・学年主任
- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー

### オ 子供からの聞き取り

虐待された子供から聞き取ることが子供にとってマイナスになるのではないかという配慮は誤りである。

次のポイントに留意し、適切な方法による聞き取りに努めたい。

#### 子供からの聞き取りのポイント

- 1 原則として、あらかじめ、関係者で十分な検討をしておく。
- 2 子供がリラックスできる、静かで落ち着いた場所で行う。
- 3 聞き取った内容は、できる限り正確な記録を残す。
- 4 無理をしない。詰問調にならないようにする。
- 5 子供の言葉に共感し、受容的に受け止める。
- 6 親、家族のことを、ことさらに責めない。
- 7 子供が安心できる話し方、質問方法を心がける。
- 8 「はい」「いいえ」で答えられる質問はできるだけ避ける。(誘導する質問はしない。)
- 9 ひどい状況を聞いても驚かず、動揺を見せない。
- 10 聞き取りの回数は、できる限り少なくする。

### カ 親との面談・家庭訪問

○虐待事実・家庭状況や親の子育て観等の確認

○親との信頼関係の構築（日常から親との関係が重要）

#### 親との面談・家庭訪問のポイント

- 1 校内の虐待対応組織（サポートチーム）等で、事前に十分な検討をする。
- 2 訪問や面談は、できるだけ複数で行う。
- 3 拒否的態度をとる親には無理な実施をしない。
- 4 矛盾する話をする親を追及する態度をとらない。
- 5 共感的態度で親の指導批判はせず、虐待だけを話題にしない。
- 6 面談・家庭訪問は、終了後、その状況を速やかに記録する。
- 7 性的虐待の疑いがある時は、面談・家庭訪問はしない。
- 8 障害のある子供をもつ保護者へは、保護者の心理的状況や障害に対する理解や受け止めの状況を踏まえ対応する。

### (3) 通告

#### ア 通告とは

虐待防止法第6条では、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを通告しなければならない。」と通告の義務を規定している。

通告する際、まずは口頭（電話）で構わないので、以下の情報を伝える。

- ・子供、保護者の氏名、年齢等
- ・家庭の状況
- ・外傷や症状
- ・出席状況、日常的な学校での様子等

正確に伝えたいときには、文書を用いて通告することもよい。

「通告」という言葉は非常に重く、仰々しい印象を受けるが、相談や連絡と同様で、他機関との連携への一歩と考え、通告をためらうことのないようにしなければならない。

#### イ 通告者

虐待防止法第5条では、児童虐待の早期発見の責務について、教職員等の個人だけでなく保育所や学校などの

組織（団体）も負うことが明確に規定された。

子供の保護や自立支援等、通告後も継続する場合があることを考えると、組織的対応が重要であることから、早い段階から組織的に関わり、管理職が通告することが望ましいが、子供の安全確保に緊急を要する場合などは、教職員個人でも、直ちに通告する必要がある。

誰が通告したかについては、通告を受けた児童相談所や市町村等の職員は、通告者を特定させるものを漏らしてはならないと法に明記されている。

守秘義務は、通告の義務の遵守を妨げないと法に明記されている。

#### ウ 通告先

##### 【緊急性が高い場合】

#### 児童相談所

以下の(ア)～(エ)の場合は、児童相談所に通告する。

- (ア) 明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけど など）があり、身体的虐待が疑われる場合
- (イ) 生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄 など）があると疑われる場合
- (ウ) 性的虐待が疑われる場合
- (エ) 子供が帰りたくないと言った場合（子供自身が保護、救済を求めている場合）

#### 警察

緊急性が高い場合、児童相談所への通告とともに、以下の(ア)～(エ)の場合は、警察にも通告する。

- (ア) 明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけど など）があり、身体的虐待が疑われる場合
- (イ) 生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄など）

があると疑われる場合

- (ウ) 性的虐待が疑われる場合
- (エ) この他、子供の生命、身体に対する危険性、緊急性が高いと考えられる場合

#### 市町村

以上の(ア)～(エ)以外の場合は、市町村(虐待対応担当課)に通告する。市町村の担当が不在の場合や夜間休日に通告する場合、子供の安全のために速やかに対応する観点から児童相談所に連絡をする。

### (4) 通告後の対応

#### 関係機関との連携

通告を受けた後、児童相談所や市町村は安全確認や調査を行い、継続して経過を見る必要があるケースは、援助方針を立て、それに基づき、ソーシャルワークを行う。

その際、学校や教職員等は、市町村・児童相談所からの依頼、助言に基づき、子供や保護者への支援など学校としてできる支援策を検討する。

#### ※要保護児童対策地域協議会

要保護児童等(虐待に限らず支援が必要と考えられる子供)の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関がその子供等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携・協力を確保するため、ほとんどの市町村に設置されている。

継続して支援の必要な子供や家庭がある場合、進行管理台帳に登録され、定期的な会議を通じて関係者で共有される。

そして、市町村や児童相談所の求めに応じ、おおむね1か月に1回程度、情報提供が必要である。さらに、対象となる子供について、保護者等から欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場

合には、速やかに関係機関に情報提供を行う必要がある。

### (5) 通告後の学校での具体的対応

#### ア 虐待を受けた子供への関わり

- (ア) 教職員は、子供の言動の背景をよく理解した上で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携しながら心のケアに努める。

- (イ) 安心感・安全が感じられる、受容的な学校・教室づくりに努める。

- (ウ) 感情を思い通りに表現することができないことが多いことから、周囲に許容される方法を身に付けるようにする。

- (エ) 自分の責任とそれが引き起こした結果との因果関係を認めることができず、結果として周囲に責任を転嫁してしまうことなどがあるため、社会的な行動のスキルを獲得できるように支援する。

- (オ) 子供は「自分は価値のない悪い子だ」という自己イメージや、「大人は自分をいじめるものだ」という他者イメージができあがっていることが多く、これらの間違ったイメージを取り除いていくため、子供を認め、励ましていく。

#### イ 保護者への対応

##### チームとしての対応

学校はチームとして対応し、校内で保護者の要求や相談の内容を共有する必要がある。また、児童相談所や市町村と情報を共有しておくことも重要である。

##### 保護者からの問い合わせ要求に対して

- (ア) 子供が児童相談所に一時保護されたことに対して、保護者が学

校に押しかけてくることも考えられる。その場合は、一時保護は専門機関の権限で行われたことを明確に伝えることが重要である。

- (イ) 保護者から虐待を認知するに至った経緯や通告元を教えるよう求められ、「親権」を理由に保護者が威圧的、拒絶的な態度をとる場合でも、学校はひるまず子供の命を守り抜く姿勢で毅然とした対応をすることが重要である
- (ウ) 保護者からの威圧的な要求や暴力の行使が予想される場合は、複数の教職員で組織的に対応するとともに、市町村、児童相談所、警察等の関係機関や弁護士等の専門家と連携しながら対応することが必要である。
- ウ 守秘義務と個人情報の取扱いについて
  - (ア) 保護者から虐待を認知するに至った端緒や経緯などの情報に関する開示の求めがあった場合、虐待を受けたと思われる子供について通告したことや児童相談所等との連絡内容は漏らしてはいけない。
  - (イ) 保護者が本人（子供）に代わって個人情報保護条例等に基づく開示請求をしてきたとしても、開示することにより子供（本人）の生命又は身体に支障が生ずるおそれ、子供の（本人）の権利利益を侵害するおそれがないかどうか、学校の業務の遂行上支障がないかどうか等を、個人情報に関する法令に照らし検討し、該当する場合には不開示を検討する。
- エ 転校・進学時の学校間の情報の引継ぎ
  - (ア) 教育委員会は、要保護児童の保

護者から転校の申し出や相談があった場合、市町村や児童相談所に情報を共有することが必要である。

- (イ) 転出元・転出先の学校は、指導要録や健康診断票、虐待に係る記録の文書の写しを確実に引き継ぐとともに、教育的観点から対面、電話連絡などを通じて新しい学校に必要な情報を適切に伝えることが重要である。

## (6) 障害者虐待防止法

障害者虐待防止法においても通報義務があり、また研修の実施、相談体制の整備、就学する障害者に対する虐待を防止するための必要な措置等が求められている。

18歳未満の障害者に対して養護者により行われる虐待に係る通報等については、障害者虐待防止法ではなく児童虐待防止法が適用される。

## 7 研修の励行

事例研究や様々な形で企画される研修に積極的に参加し、児童虐待防止法や障害者虐待防止法の趣旨を理解するとともに教員自身による児童生徒への虐待防止を徹底し、虐待防止を図る上での役割を十分果たせるよう努めなければならない。

### 《参考・引用文献》

- ・「教職員のための児童虐待対応マニュアル」  
千葉県教育庁教育振興部指導課 平成19年
- ・「教職員のための児童虐待対応の手引き」  
千葉県教育庁教育振興部児童生徒課 令和3年

## 児童虐待の分類と被害を受けた子供に見られることが多い兆候

| 児童虐待の分類                                                                                                                                                                                     | 兆候                                                                                                                        |                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| <b>身体的虐待</b><br>子供の身体に外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど様々）が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。外側からは簡単に見えないような場所に外傷があることも多くあります。                                                                                | 低身長・低体重等の発育不良。<br>十分説明のつかない骨折、あざ、やけど、顔面の傷。<br>新旧混在する傷跡。<br>（繰り返されるけが）<br>統制できない行動。<br>（怒り・パニック等）                          | 挑発的、攻撃的な言動が多い。<br><br>人に、へばりつくようにしている。<br><br>人を寄せ付けない。                     |
| <b>性的虐待</b><br>直接的な性行為だけでなく、性的な満足を得るためにしたりさせたりする行為など、より広い行為が含まれます。子供をポルノグラフィーの被写体にするなどにも含まれます。                                                                                              | 急に性器への関心が高まる。<br>他の子供の性器に触ろうとする。<br>性的な話題が増える。<br>年齢に不釣り合いな性的知識がある。<br>性的非行がある。<br>無断での外泊がある。                             | 怯えている。<br><br>緊張度が極めて高い。                                                    |
| <b>ネグレクト（養育保護義務の拒否・怠慢）</b><br>心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待や性的虐待の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること。例えば、重大な病気になっても病院に連れて行かない、下着など長期間ひどく不潔なままにする、子供を遺棄したり、置き去りにするといった行為を指します。         | 無気力。<br>低身長・低体重等発育不良。<br>がつつ食べる、隠れて食べる。<br>身体・服がいつも汚い。<br>気候にあわない服装。<br>ひどい悪臭。<br>きたないぼさぼさ髪。<br>必要な治療を受けていない。<br>鬱状態で受動的。 | 感情表現が乏しい。<br><br>親や周りの大人の顔色をうかがい、言動に過敏に反応する。<br><br>服を脱ぐことを極端にいやがる。         |
| <b>心理的虐待</b><br>子供の心に長く傷として残るような経験や傷を負わせる言動を行うこと。子供の存在を否定するような言動が代表的ですが、兄弟姉妹との間に不当なまでの差別的な待遇をする場合もあります。また、配偶者に対する暴力や暴言、いわゆるドメスティックバイオレンス（DV）や、その他の家族に対する暴力や暴言を子供が目撃することは、当該子供への心理的虐待にあたります。 | 自尊感情の欠如。<br>いつも極端に承認を求める。<br>敵意、口汚くののしる、挑発的。                                                                              | 自傷行為。<br><br>過食・拒否。<br><br>徘徊、家出、不登校、万引き、虚言、薬物使用、援助交際等の不良行為、非行、問題行動とみられる行動。 |

※虐待の分類は便宜的なものであり、現実には重複していることが多い。特に、心理的虐待は、他の虐待と重複して生じていることがほとんどであり、子供の心理的発達に対する影響は、身体的虐待そのものよりも、付加している心理的虐待の方が重要な要因となる。

## 児童虐待の早期発見チェックリスト

### 【緊急的な支援を要する】

| 【児童相談所に通告する場合】 |                                                  |
|----------------|--------------------------------------------------|
| チェック欄          | 子供の様子                                            |
|                | ①明らかな外傷があり、身体的虐待が疑われる。(打撲傷、あざ(内出血)、骨折、刺傷、やけど など) |
|                | ②生命、身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる。(栄養失調、医療放棄など)         |
|                | ③性的虐待が疑われる。                                      |
|                | ④子供が帰りたくないと言っている。(子供自身が保護・救済を求めている)              |

| 【警察に通報する場合】 |                                                  |
|-------------|--------------------------------------------------|
| チェック欄       | 子供の様子                                            |
|             | ①明らかな外傷があり、身体的虐待が疑われる。(打撲傷、あざ(内出血)、骨折、刺傷、やけど など) |
|             | ②生命、身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる。(栄養失調、医療放棄 など)        |
|             | ③性的虐待が疑われる。                                      |
|             | ④この他、子供の生命・身体に対する危険性、緊急性が高いと考えられる。               |

| 【子供の様子】 |                                            |
|---------|--------------------------------------------|
| チェック欄   | 子供の様子                                      |
|         | 繰り返し頭痛、腹痛、便秘などの体調不良を訴える。                   |
|         | 警戒心が強い、視線が合わない、顔色をうかがうなど、精神的に不安定である。       |
|         | 表情が乏しい、受け答えが少ない、ボーっとしている。                  |
|         | 落ち着きがない、乱暴である、すぐにカッとなる、かんしゃくを起こす。          |
|         | 友達と遊べず、孤立しがち。                              |
|         | 過度なスキンシップ、必要以上に丁寧な言動が見られる。                 |
|         | 保護者の前で態度が違う(顔色をうかがう、落ち着かない、いなくなると明るくなる など) |
|         | からだや衣服の不潔感、におい、髪を洗っていない、虫歯、衣服の汚れが見られる。     |
|         | 過度に食べる、食欲不振などの様子が見られる。                     |

| 【保護者の様子】 |                                          |
|----------|------------------------------------------|
| チェック欄    | 保護者の様子                                   |
|          | 理想の押しつけ、発達にそぐわない厳しいしつけ、行動制限、差別的な発言が見られる。 |
|          | 育児に無関心、または拒否的である。                        |
|          | 精神科への受診・相談歴、アルコール依存・薬物の使用歴がある。           |
|          | 些細なことで激しく怒る、被害者意識が強い、事実と異なった思い込みがある。     |
|          | 他児の保護者との対立が頻回にある。                        |
|          | 長期にわたる欠席が続く、訪問しても子供に会わせない。               |
|          | 欠席の理由や子供に関する説明に不自然なところが多い。               |
|          | 学校行事への不参加・連絡をとることが困難である。                 |

| 【家族・家庭の状況】 |                                |
|------------|--------------------------------|
| チェック欄      | 家族・家庭の状況                       |
|            | 夫婦間の口論、言い争い、けんかなど、家族不和がある。     |
|            | 家中ゴミだらけ、異臭、放置された多数の動物が飼育されている。 |
|            | 理由のわからない頻繁な転居がある。              |
|            | 近隣との付き合い、支援機関などとの関わりなどを拒む。     |

## 第6章 指導技術を高めよう

### 1 指導計画の作成

指導計画は、教育課程を具体化したもので、保育を実施するための具体的な計画である。

「3つの資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭におきながら、幼児にとってふさわしい生活が展開されるように作成することが大切である。

指導計画には、長期の計画（年・学期・月）と短期の計画（週・日）がある。

#### (1) 指導計画作成の留意点

下のように指導計画は、つながりをもって作成される。園の教育方針に目を向け、園全体での共通理解が大切である。

##### ○長期の指導計画

＜年間指導計画＞前年度の反省を考慮した上で、園全体で作成



＜月案＞先月までの幼児の姿や年間指導計画と照らし合わせて、学年ごとに作成



##### ○短期の指導計画

＜週案＞学年間で共通理解しながら、学級と照らし合わせて、学年で作成



＜日案＞学級の実態を把握し作成

#### ア 長期の指導計画の視点

##### (ア) 幼児の姿を見通す

心や体の発達の状況、生活の中での自立の構え、教師や友達との関わり方、幼児を取り巻く環境への関わり方、ものの見方・感じ方・捉え方、言葉の発達の状況、表現への

意欲など、累積された記録や資料をもとに作成する。

##### (イ) 具体的なねらいや内容を設定する

教育課程に沿って、幼児の生活を予測し、その時期に育てたい心情・意欲・態度などを明確にする。

幼児の実態を見ながら、それぞれの発達のねらいを達成するために、経験する必要がある内容を設定していく。

特に5歳児の指導計画では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭において、小学校教育との円滑な接続が図れるように、ねらいや内容を充実させる。

##### (ウ) 環境構成を考える

- a 幼児の発達の過程を踏まえる。
- b 幼児の生活の流れを見通す。
- c 幼児の興味や関心を受けとめて構成する。
- d その時期の自然や社会の事象の特徴を生かす。
- e 生活の中の出来事や文化などに会えるようにする。

#### イ 短期の指導計画の視点

(ア) 長期の指導計画のねらいと幼児の興味や関心、発達等の実態を捉え、週のねらいを設定する。

(イ) 幼児の生活の流れやリズム、環境構成等柔軟に計画する。

(ウ) 園全体で話し合い、学級の実態把握に努める。

(エ) 週のねらいを達成するためには、具体的にどのような経験が必要かを考える。

(オ) 週の生活の流れが幼児の興味・関心を踏まえ、個と集団、動と静などのバランスを工夫する。

(カ) 幼児を取り巻く環境をどのように設定したらよいのかを考える。

(キ) 幼児の生活を見直し、家庭との連携や地域社会との関わりを考慮

する。

- (ク) 教師の指導、援助が、一人一人の幼児に応じたものとなるように配慮する。

## 2 指導計画の立て方

### (1) 短期指導計画の必要性

日々の保育の充実を図るために必要となるのが、短期指導計画の週案と日案である。この2つの指導計画には、次のようなよい点がある。

- ア 曜日と結びついて週の見通しがつき、指導内容の調和を図りやすい。(偏りのない保育)
- イ 何日間か引き続いて行う事項の指導過程がつかみやすく、その指導をしやすい。(見通しを持った長期的展開や保育)
- ウ 遊戯室や園庭など共同で使用する施設や設備の使用割り当てが、はっきりし、混乱なく使用できる。(計画的な施設利用)
- エ 年齢や教育経験の同じ組が2組以上ある場合、進度をそろえやすい。(学年ごとの育ちの共通理解に立った保育)

### (2) 日案の重要性

週案と日案は、それぞれの特徴がある。

週案は、見通しがつくが、具体性に乏しく、保育を進める上では不十分である。

日案は、細かい指導については留意できるが、一連の流れの中での保育が見えにくい面がある。

週案・日案の両長所を生かした指導計画を立てたいものである。ここでは日案について示す。

#### ア 日案

幼児の成長、発達、は、一日の生活

の中で、どのような経験をし、どのような援助をするかによって左右される。これらをどのように行うか計画を立てることが、日案の最も重要な部分といえる。

#### (ア) 例1

幼児の遊び(活動)が盛り上がり、教師の予定した活動ができない場合

- a 思い切って、幼児の遊びを中断させる。(後日できることを伝える)
- b そのまま遊びを見守る。(教師の予定した活動は後日にまわす)

#### (イ) 例2

興味を持った遊びが盛り上がらない場合

- a 他の興味のある遊びを取り入れる。(他の方法で工夫する・視聴覚機器などを用いる)
- b 遊びが盛り上がるまで支援する。

#### (ウ) 例3

全く遊びに興味・関心の持てない場合

- a その子が、何に興味があるのか探る。
- b 教師から声をかけて誘い出す。

日々の保育は、教師と幼児の関わり合いで成り立っているので、計画と実際の指導のずれが生じることが予想される。教師が、予想していた動きに必ずしも幼児が参加するとは限らない。大切なのは、事前の計画に固執せず、幼児の姿に応じた柔軟な援助をすることである。

次の2つの例は、どちらも教師の指導が行き過ぎ、うまくいかなかったケースである。

#### (ア) 例1

日案どおりに保育を型にはめてしまい、幼児の興味・関心・活動の状況を見失い、一方的な保育展

開になってしまった。

(イ) 例2

幼児の自主性にまかせ過ぎ、大幅に指導計画を変更してしまった。

また、日案を変更しなければならぬ例としては、次のような2つの場合がある。

(ア) 例1

予定していた活動に対する幼児の興味や関心が著しく減少したり他へ転じてしまったりした場合

- a 縄跳びをしていたところ、隣のボール遊びに興味をひかれた様子をみて、ボール遊びを経験させることの方が適切と判断した。

(イ) 例2

急にまれな自然現象が起こり、そのことに気付かせたい場合

- a 空に虹がかかった。  
b にわか雨が降り始めた。  
c 保育室にスズメが入ってきた。  
d 天気が急変した。  
e 突発的な自然災害等により、機器が故障してしまった。

イ 日案にそった指導をするときの留意点

- (ア) それぞれの活動が、一日の生活の中でどのような位置を占めているのか。

- (イ) それぞれの活動が、どのような性質をもっているのか。

- (ウ) それぞれの活動が、どのような役割を果たしているのか。

これらを踏まえた上で、活動と休息など、一日の生活のリズムを構成する要素で、一つ一つの活動を捉え、それぞれの活動の特性と、他の活動との関係・関連を知り、それらを生かす展開をする。

また、活動のどこに重点をおくかを捉えることも大切である。そして、幼児を指導する際、第一に考えなけ

ればならないのは、その活動を経験した幼児が、満足感・達成感・充実感を味わえるかどうかである。

例えば、サッカーに興味をもっている幼児に対しては、次のようなことが考えられる。

- (ア) 思う存分取り組んで欲しいので、毎日サッカーを続けるようにする。

- (イ) サッカーもよいが、他の遊びの良さにも気付いて欲しいので、違う遊びを経験できるようにする。

どちらにしても幼児の様子を見極めて指導することが大切である。教師の心構えとしては、好きなこと、得意なことに十分取り組ませることも大切であるが、「先生と一緒に新しいことをした」「理解できた（分かった）」「問題が解決できた」「できなかったことが、できるようになった」という、今まで知らなかった世界へ導くことも大切である。個々の幼児が満足感や達成感・充実感を味わい、発達に必要な体験が得られるようにすることが重要なポイントである。

ウ 適切な援助の仕方

保育をする上で、教師は個々の幼児の活動や集団遊びが、深まったり広がったりするように、必要な助言や指示をする。

【観察】 幼児を見守る

【承認】 できたこと、頑張ったことを認める

【共感】 うれしさや喜び、達成感などを共感する

【応援】 意欲や自信をもたせ元気づける

【発想】 更に活動が発展する示唆をする

【援助】 援助し活動に取り組みやすくする

幼児が、活動に無理なく取り組むためには、以上のような援助を幼児

の様子や活動の取組などから判断して行うことが大切である。

しかし、幼児が援助に頼らず自ら活動できることが、満足感や達成感・充実感の面からも望ましいので、助言や指示は最小限にとどめ、簡潔に明確に伝える工夫も大切である。

## エ 日案の反省と評価の仕方

### (ア) 反省や評価の振り返り

日案の反省は、日々の幼児の変容や指導についての評価をし、幼児が、よりよい成長・発達を遂げるための資料となる。また、日案の記録に基づいて、教育課程や年間指導計画・月案を改善するため、反省・評価は、次の指導への出発点になる。幼児が、よりよく成長するためには、日々の反省・評価をもとに、改善を図っていくことが大切である。

### (イ) 反省や評価の留意点

指導の反省、評価については、記憶が鮮明なうちに行う。なぜなら、翌日の日案を作成するときの参考資料として、細部にわたり一つ一つの具体的な反省ができるからである。

また評価は、客観的に行う。教師のその時々感情によって左右される評価をしたのでは、望ましい幼児の成長を妨げることにもなる。従って、「どこが、どのように良かったのか」など、具体的な評価の対象や観点を明らかにしておくことや、他の教師の意見を参考にしたり、文献を読んだりすることが大切である。

### (ウ) 反省や評価をするにあたっての着眼点

#### 【時間】

活動と比較しながら相互に捉える

- (例)
- ・それぞれの活動についての時間配分は、適切であったか
  - ・一日全体の流れを見た時に、活動の時間が不足していなかったか
  - ・時間があまって、活動を追加することはなかったか

#### 【ねらい】

ねらいに沿った指導・評価の観点を具体的に捉える。

- (例)
- ・ねらいは幼児の実態に合っていたか
  - ・活動に対してのねらいが適切で教師が身に付けさせたいことが幼児の姿となって現れたか

#### 【教材や教具】

種類・数・配置など、活動に対しての環境設定が、適切であったかを捉える。

#### 【評価】

それぞれの活動の経過、一日の流れの中における活動の配列の仕方や展開を具体的に捉える。

- (例)
- ・それぞれの活動の展開において、指導形態は適切だったか  
(学級 グループ 個人)
  - ・一日の流れからみて主な活動の位置付けは適切だったか

#### 【計画】

保育実践を行った上で、日案のねらいが達成できたか、そのねらいは中期、長期的にみてふさわしかったか、などを捉える。

日案の評価は、一人一人の幼児のその日の取り組み方や、学級全体の活動への参加態度や取り組み方など、個人の視点と全体の視点、両面から行くと、さらに把握しやすく、次の活動へのステップとなる。

## オ 評価の記録

評価の記録は、日々の指導をよりよくするためのものなので、ねらいに沿ってどのような内容を記述するかを考えて記録する。また、評価については園内研修等、園全体で組織的、計画的に取り組むことが大切である。

日々の記録やエピソード、写真等、参考になる情報を生かしながら評価を行ったり、複数の教師で考えを話し

合ったりしながら、より多面的に幼児を捉える工夫をする。

### (3) 先輩の保育実践記録は園の財産として受け継ごう

大部分の園には先輩が、園設立の精神や教育目標を具体化するために着々と実践してきた貴重な足跡が、記録として残されている。それは園の貴重な財産として、今日に受け継がれている。それらの教育実践記録を、折にふれて参考にしよう。また、自らも、あとに続く人たちに参考資料として提供できるような教育と、その実践記録を残すことを心掛けよう。

## 3 観察と記録の仕方

### (1) 観察と記録の方法について

幼児を理解し、適切に指導をするためには、日々の観察と記録が大切である。観察と記録には、いろいろな方法がある。目的に合わせた方法を選ぶことや、いくつかの方法を併用したり、工夫したりすることも大切である。

記載しやすく、長続きする仕方では記録を取り続け、自分にあった方法を確立しよう。

#### 〈例1〉逸話記録法（エピソード記録法）

- ・ 幼児の行動が可視化され、幼児に対しての教師の関わり方が分かる。
- ・ 発達や育ちの面からは捉えにくい。
- ・ すべての出来事を記載するのは困難である。

○月○日（○曜日）天気（○○）  
母と離れられず、登園から泣いていたA児。ずっと担任にくっついてしたが、絵本を見て「この本、持ってるよ。」と言って本を広げ、話を始める。B児、C児も寄ってきた。話を聞き一緒にうなずいたり笑ったりする。  
その後、C児が「外へ行こうよ。」と言うと、3人で出ていく。

#### 〈例2〉週案・日案記録法

- ・ ねらいや教師が予想していたことに合わせながら書くことができる。
- ・ 人数が多いクラスは、一人一人について書くにはスペースが足りない。

#### 〈例3〉名簿形式記録法（個人票、座席表）

- ・ 一人一人について書くことができる。
- ・ 普段見落としがちな幼児についても記録ができる。
- ・ 全員について書く場合、時間がかかる。
- ・ 個人の発達や育ち、友達関係については分かりにくい。

|    |                                                                    |
|----|--------------------------------------------------------------------|
| A児 | (例) 元気に登園、昨日の続きの廃材製作に取り組む。空箱を使い、ロボットを完成させる。工夫して腕が動くように、D児に相談して始める。 |
| B児 | (例) 少し眠そう。身支度がゆっくりしている。途中で座り込んでしまった。                               |

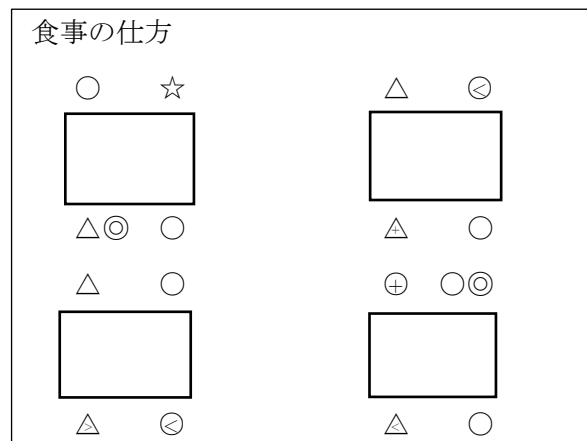
#### 〈例4〉チェックリスト記録法

- ・ 記録が敏速にできる。一目で理解できる。
- ・ 何か起きた時の状況が分かりにくい。

| 幼児の活動                    |   |   |   |   |   |   |
|--------------------------|---|---|---|---|---|---|
| 幼児名                      | A | B | C | D | E | F |
| ねらい                      |   |   |   |   |   |   |
| 固定遊具を使って遊ぶ               | ✓ | ✓ |   | ✓ |   |   |
| 絵本を喜んで見る                 | ✓ |   | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ |
| ○20分間の観察    ✓印は、5分間継続を示す |   |   |   |   |   |   |

### 〈例5〉図示記録法

- ・図なので、誰にでも分かりやすい。
- ・友達との関わりがわかりやすい。
- ・その時の状況が分かりやすい。



このように、いろいろ方法があるが、保育が終わった時、印象に残ったことを記録することが基本である。教師の心に残ったことは、幼児にとっても、重要な意味を持つことが多い。その時にどのように感じたか、どのようなやりとりをしたか、幼児の言葉や表情、教師の気持ちも含めて記録しておく。その記録から今日の保育の振り返りができ、幼児の育ちを理解することができる。

そのことから一人一人の幼児を大切にしたい明日の保育が生まれる。

### (2) 観察・記録をする場合の留意点

#### ア 先入観を持たない

幼児は環境と関わりながら日々成長している。

教師は毎日幼児と接しているので、それぞれの性格や行動についてのイメージが固まってしまう、観察や記録をとるときに、つい「あの子是这样だ」「こういうときは、このようにやるだろう」という先入観が伴いがちにな

る。このように固定化した捉え方をしていると、幼児の変化や成長に気付かないことがあるので、一人一人の行動を先入観を持たずに捉えるようにすることが大切である。

#### イ 幼児の内面の気持ちを理解する

幼児は、自分の気持ちや友達との関係などに変化が起きると、普段と異なった行動をすることが多い。好きな友達と一緒にだといつもより活発な活動をしたり、自分の思いどおりにいかなかったために遊びをやめてしまったりするといった例は、よく見られることである。

表面に出てきた現象だけを観察して判断するのではなく、行動やその場における幼児の内面や心の動きまで、捉えることが大切である。

#### ウ 全体と、幼児一人一人からの両面から見る

全体を見てみると、活発に行動する幼児は目につきやすいが、おとなしい幼児はつい見落としがちである。これを補うためには、観察しやすい人数を決めて、順次観察していくのもよい方法である。例えば、

- ・今日○○遊びをしている3人のグループは、翌日はどんな遊びになっているのだろうか。
- ・気になるA児がいる5人のグループの活動について見てみよう。
- ・いつも1人で黙々と遊んでいるB児は、友達との関わりはあるのだろうかかなどである。幼児の活動や、一人一人に視点が置けるので、記録もしやすくなる。

クラス全体から見つめることと、一人一人に目を向けることの両面から観察するよう心掛けよう。

#### エ 全職員で情報交換をすること

観察、記録をする人数配分も考える必要がある。幼稚園においては、そ

の学級の担任が一人で観察し、記録することが多い。そのため、ややもすると主観的になりやすく、幼児のよさを見落としてしまうこともある。そこで、時間を決めて、全職員で全体の記録を取って話し合ったり、隣の担任と観察し合ったりするなど、多くの目で幼児を見る機会をつくるのもよい方法である。

## 4 指導要録の記載

### (1) 「指導に関する記録」の基本的な考え方と記載の仕方

幼稚園幼児指導要録（幼保連携型認定こども園園児指導要録）は、その記載する事項に関して、国から示されている（平成30年4月様式変更）。その内容は、大きく二つに分けられ、「学籍に関する記録」と「指導に関する記録」となる。

「学籍に関する記録」は、外部に対する証明等に役立たせる原簿としての性格をもっており、原則として、入園時及び異動の生じたときに記載する。「指導に関する記録」は、1年間の指導の過程と成長の姿を要約し、次の年度の適切な指導に役立てるための資料としての性格をもっている。

なお、「特別支援学校幼稚部幼児指導要録に記載する事項」「幼保連携型認定こども園園児指導要録の改善及び認定こども園こども要録の作成等に関する留意事項等について」も示されている。  
〔取り扱い上の注意〕

指導要録の作成、送付及び保存については、学校教育法施行規則第24条及び第28条の規定に従わなければならない。また、指導要録の記載事項に基づいて外部への証明などを作成する場合には、慎重に対応し、園長の指示により、その目的に応じて必要な事項だけを証

明書に記載する。

また、個人情報の保護とともに、情報公開も要求される。指導要録については慎重な取扱いをする必要がある。

耐火金庫に収納し、厳重な保管に努め、外部への持ち出し等をしてはならない。

### (2) 幼稚園幼児指導要録の性格を正しく理解しよう

「指導に関する記録」は、次の年度や就学後の適切な指導に資するための資料としての性格をもっている。従って、個々の幼児の活動をよく観察して、記録に留めておくことが大切である。

〔指導の重点等〕

勤務する幼稚園の教育課程に基づく学年の重点及び1年間の指導の過程において、当該幼児の指導について特に重視してきた点を記載する。

〔指導上参考となる事項〕

- ・ 1年間の指導の過程と幼児の発達の姿。
- ・ 次年度の指導に必要と考えられる配慮事項等。
- ・ 最終年度の記載に当たっては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（到達目標ではないことに留意）」を活用し、幼児に育まれている資質・能力や指導過程と育ちつつある姿。
- ・ 幼児の健康の状況等、指導上特に留意する必要がある場合等。

### (3) 補助簿を作成し、客観的な評価を心掛けよう

指導要録は、学年末に記載するが、その時期になって記録の蓄積がないまま記載するとなれば、印象や記憶に頼ることになり、正確さを期すことが難しくなる。そのため、日ごろから個々の幼児についての記録が残されていることが必要である。これが「補助簿」といわ

れるものである。

この補助簿を、どのような内容で、どのくらいの単位で記録していくかについては、各幼稚園、教師によって決定される。普通のノートに気付いたことをメモするというように、形式や内容を定めないものが多いようである。園によっては、指導要録の記載事項について、資料が集めやすいように、観点を定めているところもある。要は、記録しやすく活用しやすいものであればよいのである。

次に、例を挙げる。

## 〔S児の記録 ― 補助簿 ―〕

### — 1 学 期 —

- 積み木遊びや絵本を見るなど、静かな遊びが多い。戸外での遊びに誘い入れても、いつの間にか保育室へ。保育室が、S児の安定できる場所なのか。考えたり工夫したりすることが好きなのか。
- 遊びの中での会話が少ない。話しかけても言葉が返ってこない。しかし、U児とだけは例外。楽しそうに言葉を交している。
- S児の遊びを広げようと働きかけることが、マイナスになったかも知れない。教師が、うるさい存在と受けとめられたようだ。U児との二人の世界を楽しめるように、見守ることが必要ではないかと考える。

### — 2 学 期 —

- U児を仲立ちにして、友達が増えてくる。友達と一緒に走り回ったり、戸外で運動したりするなど遊びが広がったが、U児が欠席すると、たちまち元気がなくなる。
- 友達と言葉を交す楽しさを味わっている姿が、見られるようになった。S児が遊びの中で、「できた。」と言ったことがきっかけだったようだ。「できた。できた。」と繰り返し笑い合っていた。

### — 3 学 期 —

- 遊び仲間が増える。S児の発想や作るものが、魅力らしい。基地ごっこやサッカーなど、体を動かして楽しむ遊びに広がってきた。
- 口げんかが多くなる。理屈が通らないこともあるが、いろいろな場面で自己主張をしている。1学期の無口なS児とは見違えるような姿
- 2月中旬ぐらいから今日はこれをする、自分で目的を持ち、張り切って登園してくる姿が続く。友達と待ち合わせたり、ふざけ合ったり、一つの遊びを長時間楽しんだり、幼稚園での一日を思い切り楽しんでいる様子である。

「指導に関する記録」に記載したい内容

- ・年度当初と比べて、大きく成長したこと
- ・S児の良さ、伸びて欲しいところ
- ・指導に対する振り返りと、今後の指導の在り方

日常の保育の記録を生かして記載

- ・月や学期ごとの記録をまとめる
- ・一年の終わりに学期ごとのまとめを総括して、発達した姿を捉える

## 5 環境整備の仕方

### (1) よい環境の中で、幼児の心身を発達させよう

幼児教育において最も大切なことは、適切に整えられた環境の中で幼児が生活を送ることである。

幼児と環境は、互いに働きかけたり関わったり合ったりしている。環境と一言で言っても、園庭・園舎などをどのように整備するか、教職員をどのように組織するかという園全体のことや、日々の保育に関わる学級内のことまで様々である。具体的には、

ア 遊具や用具

イ 自然環境、地域社会の環境、社会的な事象

ウ 保育の時間や空間

エ 友達や教師

オ 人的環境と物的環境との関係の中で醸し出される雰囲気

などがある。例えば、物的環境では、一つの部屋の遊具や用具を全部出した部屋では、幼児は何をしたいのか、分からなくなってしまうこともある。あれもしたい、これもしたい、友達がやっていることもしてみたいと、つまみ食いの遊びになってしまう。したいことや興味を持ったことに取り組み、満足いくまで遊ばせるためには、遊具や用具を、どう置くかだけではなく、いつ、どのくらいの量がよいのか、また、タイミング、質と量の関係を十分考えておかななくてはならない。

そして、幼児がしたいことに対して、どのくらいの時間をとったらよいのか考えることも大切である。

人的環境では、自分の気持ちを受けとめ、心を支えてくれる信頼できる教師、そして、一緒に遊び共感してくれる友達が、最良の環境といえる。幼児は、教師の姿勢や生活の仕方によっていろいろ学んでいくので、教師の役割は重要である。教師自

身が豊かな人間性を持ちたいものである。

このような環境への関わり方、取り組み方を十分に考慮し、幼児の実態にあった環境をつくっていくことが大切である。

### (2) 清潔な環境を維持しよう

保育室を清潔に保つことは、衛生上必要なことである。

清掃は、毎日行う。清掃の仕方については、園の構造や床の材質などにより異なるので、その園の方法をよく聞いて行う。一般的に気を付けるべき点を挙げると次のようになる。

ア 床

幼児は、床に座って活動することが多いので、常に清潔になっているようにする。

イ 室内の隅

毎日清掃をしていても、ほこりがたまる。幼児の登園前、降園後は必ず清掃する。また、ままごとやブロックなどが置いてあるコーナーの隅などは、気に入ったブロックを隠したり、ごっこ遊びで寝転んだり、幼児が好む場所である。時々、大きな物を動かし、清掃しておくことが大切である。

ウ トイレ、手洗い場

幼児は、使い方に慣れていないため、汚してしまうことがある。排泄も重要な生活の一部なので、気持ちよく使用できるように清掃しておく必要がある。また、毎日の生活の中で繰り返し使い方を指導したり、汚さないように使う気持ちを育てたりすることも必要である。また、臭気がこもらないよう換気にも気を配る。

エ 動植物の飼育栽培

生き物の管理は、とても難しいものである。教師は、動植物の生態や飼い方なども習得しておく必要がある。動植物に初めて触れる幼児やアレルギーのある幼児もいるので、実情に応じた慎重な対応が必要である。

### (3) 安全に留意して環境整備しよう

幼児は、活発に活動する一方、運動能力や注意力、判断力などが未発達である。そのため、よくけがをしてしまう。しかし、教師が気を付ければ未然に防ぐことのできるけがもある。

例えば、床に水がこぼれていたとする。幼児がすべって転ぶことが予想される。水をこぼしたら、すぐに拭き取れば未然に防げることである。日々の保育に追われていると、つい後回しにしてしまうことも多いので、十分気を付けたい。手洗い場が室内にある場合は、特に注意が必要である。床は、梅雨時など湿度の高い日など、水滴が発生するので注意する。

また、幼児が安心して遊べるよう、下記の定期的な点検も必要である。

#### 〔点検項目例〕

- ア 画びょうは落ちていないか
- イ 大きな物（棚、オルガン、ピアノ、作品など）が、転倒しないようになっているか
- ウ 幼児が届く場所に釘などの突起物はないか
- エ カッターなど刃物は安全に保管されているか
- オ 遊具などの破損はないか
- カ 入口、通路などに物はないか（避難経路の確保はできているか）
- キ 救急箱の中はそろっているか
- ク 薬品などの置き場所は適切か
- ケ 園庭や砂場などに危険物は落ちていないか
- コ 固定遊具の周りに、水たまりはないか  
常に幼児の安全に目を向けて、整備していくことが大切である。

安全点検表（例）

| 場<br>所           | 点 検 内 容                           | 4<br>月 | 5<br>月 |
|------------------|-----------------------------------|--------|--------|
| シ<br>ー<br>ソ<br>ー | 支え棒が腐朽していないか                      |        |        |
|                  | 持ち手が取れやすくなっていないか                  |        |        |
|                  | クッションのタイヤが擦り減っていないか               |        |        |
|                  | 支点のナットが、ゆるんでいないか                  |        |        |
| ブ<br>ラ<br>ン<br>コ | 支え棒が腐朽していないか                      |        |        |
|                  | 押さえネジが、ゆるんだり抜けたりしていないか            |        |        |
|                  | チェーン・椅子が、いたんでいないか                 |        |        |
|                  | 着地点が、つまずきやすくなっていないか・すべりやすくなっていないか |        |        |
| す<br>べ<br>り<br>台 | 支え棒が腐朽していないか                      |        |        |
|                  | 手すり・階段・踊り場は腐朽していないか               |        |        |
|                  | 溶接部分は腐朽していないか                     |        |        |
|                  | 滑走面に変形・突起物はないか                    |        |        |
|                  | 着地点に危険物はないか                       |        |        |
| 砂<br>場           | 砂が柔らかくなっているか                      |        |        |
|                  | 石・ガラス・危険物が入っていないか                 |        |        |
|                  | 枠が園庭より高くなっていないか                   |        |        |
|                  | 日除け棚が腐朽していないか                     |        |        |
|                  | 柱のゆるみ・腐朽がないか                      |        |        |
|                  | 消毒                                |        |        |
| 園<br>庭           | でこぼこがないか・つまずきやすくないか               |        |        |
|                  | 石・ガラス等の危険物はないか                    |        |        |
|                  | 備え付け遊具は固定されているか                   |        |        |
|                  | 樹木が折れたり枯れたりしていないか                 |        |        |
|                  | 門扉・塀が倒れやすくなっていないか                 |        |        |
| 点 検 者 印          |                                   |        |        |
| 園 長 印            |                                   |        |        |

#### (4) 夢のある環境を作ろう

新しい環境で生活することは、誰でも緊張するものである。特に進級した幼児、入園直後の幼児は、不安でいっぱいである。まず教師が、笑顔で元気よく挨拶をしよう。幼児が安心して、園に来ることが楽しみになるようにするのは、とても大切なことである。そして、明るく落ち着いた雰囲気保育室に入り、遊びが始められるのが理想である。室内の雰囲気づくりを考えると、用具の種類、コーナーの内容、装飾など様々なものが思い浮かぶ。

しかし、たくさん飾りをつけたからといって、よい環境になるとは限らない。保育室は、幼児の生活の場なので、幼児の遊びに適したものや、教師の願いにそった環境構成を考えたい。

幼児と協力して作ったものや、幼児の作品を飾ることは、とてもよいことである。自分の製作したものが、身近に飾られた喜びを感じたり、友達の作品を見て、刺激を受けたりすることもある。

用具については、用意しておくばかりではなく、しまっておくことも必要である。足りないものに気づき、教師に言いに来たり、代わりのものを使って工夫したりする遊びも生まれる。

環境を構成するというと、すべて教師が準備するように思われがちであるが、幼児と一緒に環境に関わりながら、幼児の発想を受けとめ、共に作りあげていくことが大切である。また、空箱を利用した手づくりおもちゃなどは、既製品にはない温かさを感じる。日頃から、いろいろなことに挑戦し、教師自身のアイデアやセンスを磨いておくことも必要である。

#### (5) 指導計画に基づいて環境構成しよう

実際に環境を構成していく場合、何を用意すればよいか、何から整えていったらよいかは、教師の悩みの一つである。

そこで重要な意味を持つのが指導計画である。指導計画は、あくまで予定であるが、この計画を基に環境を考えていくと、

幼児の予想される活動にそった、用具や遊具が準備できる。

年間計画や行事などから、一年を通じて整備していくものや、日々の保育の中で必要なものなどを考えていくと、準備するものが分かり、早めに用意できる。急いで整備したものには、足りないものが出てきたり、使いづらかったりするので、余裕をもって準備したいものである。

また、初めて使用するものは、前もって自分自身で試したり、先輩に相談したりする。昨日の幼児の遊びや記録から、今日はどうような活動が、どのように展開されるかを予想し、幼児の視点に立って環境を構成し、整備をしていくことが大切である。

## 第7章 特別支援教育

### 1 インクルーシブ教育システムの構築

#### (1) 特別支援教育の理念

学校教育法等の改正により、平成19年度から特別支援教育が制度化された。

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

対象は視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害(LD)・注意欠陥多動性障害(ADHD)のある幼児児童生徒である。

平成19年度以前の特殊教育において盲学校・聾学校・養護学校※1や特殊学級に在籍する幼児児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒に限定されていたが、特別支援教育においては、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

特別支援教育の推進のためには、校(園)内体制を整備するとともに、地域における支援ネットワークを構築し、活用することが必要である。自立と社会参加に向けて、生涯にわたる一人一人のライフステージに応じた支援が大切であり、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関による連携が重要である。そこで、特別支援学校が地域の特別支援教育のセンターとしての役割を果たすことが期待されており、それぞれの地域で特別支援学校と連携した支援ネットワークの整備が進められている。

学校教育においては、障害に対する偏見をなくし、正しい理解を進め、一人一

人の個性と尊厳を認め、社会の一員として共に学び育つ仲間であるという意識を、教育活動全体を通じて育てることが重要である。

そのためには、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育の推進、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の推進が重要であることを、全校の教職員、保護者、地域とで共通理解し、信頼される学校づくりをより一層推進することが大切である。

※1 学校教育法等の一部改正により、従来の盲・聾・養護学校の制度から複数の障害種を教育の対象とすることができる特別支援学校の制度に転換した。

#### (2) インクルーシブ教育システムの理念

平成19年にわが国が署名した「障害者の権利に関する条約」への対応に向け、平成24年7月に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」が公表された。また、平成25年9月1日に学校教育法施行令が一部改正され、文部科学省では、インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育を推進している。

インクルーシブ教育システムの構築にあたっては、「障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。」

「小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある『多様な学びの場』を用意しておくことが必要であ

る。」とされており、特別支援教育の一層の推進が求められている。

また、「障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきであるが、その場合には、それぞれの子どもが授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けているかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。」としている。

各学校では、このシステムの下、「合理的配慮」の提供が必要とされ、平成28度から法的に義務付けられることになった※2。「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと」である。障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において均衡を失した又は過度の負担を課さないものとされている。

なお、「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましい。また、その内容については、「個別の教育支援計画」に明記することが重要である。

「合理的配慮」の充実を図る上で、「基礎的環境整備」の充実は欠かせない。そのため、必要な財源を確保し、国、都道府県、市町村は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「基

礎的環境整備」の充実を図っていく必要がある。

※2 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」平成25年6月に公布され、平成28年4月に施行。この法律において、国、地方公共団体等(学校を含む)及び民間事業者障害を理由とした差別的取扱いが禁止されるとともに、国、地方公共団体等(学校を含む)に対して、「合理的配慮」の提供が義務づけられた。(民間事業者においても、令和3年5月改正「障害者差別解消法」の成立により、今後は義務となる。)

### (3) これまでの経緯

障害者基本法、障害者総合支援法、バリアフリー新法、発達障害者支援法、教育基本法、学校教育法等法令の制定や一部改正により、福祉制度、教育制度面における大きな変革が見られ、障害のある人々が地域で共に学び暮らし、社会参加し、自立的な生活ができるよう環境面の整備が進められている。平成25年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が公布、平成28年4月1日に施行された。この法律の制定により、わが国が平成19年に署名した「障害者の権利に関する条約」の批准のための環境が整い、平成26年1月の批准に至っている。

千葉県では、国に先駆けて「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を策定し、平成19年7月に施行している。

### (4) 特別支援教育を行うための体制整備

特別支援教育の推進のためには、校長や園長のリーダーシップの下、全校(園)的な支援体制を確立し、組織的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、ニーズに応じた適切な指導及び支援方策を探ることが求められる。

#### ア 校(園)内委員会

各校(園)において、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒一人一人の実

態と教育的ニーズを把握し、より適切な支援方策の検討等を行う。

#### イ 特別支援教育コーディネーター

各校(園)における特別支援教育の推進役として校(園)内委員会や校(園)内研修の企画運営、校(園)内の関係者や関係諸機関との連絡調整、保護者の相談窓口等の様々な役割を担う。

#### ウ 個別の教育支援計画、個別の指導計画

「個別の教育支援計画」は、乳幼児期から学校卒業までを通じて、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携協力し、一貫した支援を行うために作成する計画である。

「個別の指導計画」は、小・中学校等の教育課程において、幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、指導目標や指導内容・方法等を具体的に表した指導計画のことである。

全ての特別支援学校、特別支援学級に在籍する幼児児童生徒や通級による指導を受けている児童生徒については、

「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成することとなり、効果的な活用が求められている。また、通常の学級に在籍する障害のある幼児児童生徒については、関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うために、「個別の教育支援計画」を作成することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個別の実態を的確に把握し、「個別の指導計画」を作成することにも努めるものとする。

#### エ 地域における支援体制

多くの市町村で「特別支援教育連携協議会」を設置したり、小・中学校等への支援として巡回相談を実施したりするなど、支援体制の整備、特別支援教育の推進に努めている。また、特別支援学校によるセンター的機能を発揮

した地域の小・中学校等への支援が活発に行われており、地域における支援体制の整備が進んでいる。

#### (5) 様々な施策における特別支援教育の推進

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて一人一人のライフステージに応じた支援とネットワークの構築を目指し、5年間の特別支援教育の推進に関する基本的な計画として平成29年10月に策定した「第2次千葉県特別支援教育推進基本計画」の基本的な考え方を引き継ぎ、令和4年度から令和13年度までの10年間を計画期間として「第3次千葉県特別支援教育推進基本計画」を策定した。

##### <基本的な考え方>

— 一人一人が輝く共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進 —

- ・障害の有無に関わらず、誰もがその能力を發揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築の基礎を培う教育の実現を目指します。
- ・障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を見据え、連続性のある多様な学びの場と切れ目ない支援の充実を図り、一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばす教育の実現を目指します。
- ・障害のある幼児児童生徒が、地域社会の一員として積極的に活動し、豊かに生きることが出来る教育の実現を目指します。
- ・障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が可能な限り共に学ぶ体制の充実を図り、相互に理解を深める教育の実現を目指します。

##### <重点的な取組>

- ①障害のある子供の学びと切れ目ない支援体制の充実
- ②特別支援学校の整備と機能の充実
- ③ICTの利活用による教育の質の向上
- ④卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実
- ⑤特別支援教育に関する教員の専門性の向上

令和4年度に策定された「新しい千葉の時代を切り開く(千葉県総合計画)」※<sub>3</sub>では、主な取組の一つとして「共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進」が示されている。

また、令和7年3月に策定された「第4期千葉県教育振興基本計画」※<sub>4</sub>の中の基本目標1「子供たちの自信を育む教育の土台づくり」において、施策「3 共生社会の形成に向けた特別推進教育の推進」が示されている。

※3 「新しい千葉の時代を切り拓く(千葉県総合計画)」：令和4年度～令和6年度で取り組む政策・施策を示す新たな総合計画。

※4 「第4期千葉県教育振興基本計画」：5年間(令和7年度～11年度)に実施する重点的・計画的な取組

## 2 幼児期における特別支援教育

幼児期における特別支援教育の推進に当たっては、早期から教育相談支援を充実させることが大切である。それぞれの地域で教育、医療、保健、福祉等の関係機関の連携協力による相談支援ネットワークの整備が進められている。

また、幼稚園等においては、特別支援教育コーディネーターを分掌に位置付け、園内の支援体制を整えるとともに、専門的な立場からの助言・支援を得るため、地域の特別支援学校や発達支援センター等との連携を図る必要がある。

就学前の幼児に対しては、適切な教育支援を行うために、関係機関との連携の下に作成した「個別の教育支援計画」を活用し、教育的ニーズや保護者の意向を就学先の決定に反映できるように配慮することが大切である。

## 3 小・中学校等における特別支援教育

小・中学校等段階における特別支援教育の推進にあたっては、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターが推進役

となって、通常の学級の担任、特別支援学級の担任、通級による指導の担当教員、養護教諭はじめ全教職員が一丸となって全校的な体制で取り組むことが重要である。

### (1) 特別支援学級

特別支援学級は、学校教育法第81条に基づいて、小・中学校等に必要に応じて設けられている特別に編制された少人数の学級であり、障害種に応じて知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級が設置されている。

#### ア 知的障害特別支援学級

知的発達の遅れにより、他人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応に困難さがある児童生徒を対象とする。

#### イ 肢体不自由特別支援学級

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある児童生徒を対象とする。

#### ウ 病弱・身体虚弱特別支援学級

慢性の呼吸器疾患その他の疾患の状態が医療又は生活の管理を必要とする程度の児童生徒及び身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度の児童生徒を対象とする。

#### エ 弱視特別支援学級

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の児童生徒を対象とする。

#### オ 難聴特別支援学級

補聴器等の使用によっても通常の話を解することが困難な程度の児童生徒を対象とする。

#### カ 言語障害特別支援学級

発音の誤り(構音障害)、吃音等の話し言葉のリズムの障害、言語機能の基礎的発達に遅れのある児童生徒を対象とする。

#### キ 自閉症・情緒障害特別支援学級

自閉症等により他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難な程度の児童生徒、また選択性かん黙等のため社会生活への適応が困難な児童生徒を対象とする。

なお、特別支援学級で特別の教育課程を編成した場合、教科書については、必要に応じて、下学年の検定済教科書、文部科学省著作教科書（特別支援学級用）または、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を使用することが可能である。

### (2) 通級による指導

通級による指導は、平成5年度から施されている特別支援教育の一形態である。小・中学校等の通常の学級に在籍している言語障害、自閉症・情緒障害、弱視、難聴、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、肢体不自由、病弱・身体虚弱等のある児童生徒を対象とし、各教科等の指導は在籍の学級で行いながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な指導の場(通級指導教室)で行う。特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるが、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服が目的であり、単に教科の遅れを補充するための指導ではないことに留意が必要である。

### (3) 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への指導・支援

発達障害を含む障害のある児童生徒に対して、学級担任を中心に学習環境の整備、教材や学習グループの工夫等に配慮しながら、個別に適切な指導・必要な支援を行うことが必要である。

また、学級担任等だけでなく、必要に応じてティーム・ティーチングによる小

集団・個別の指導・支援、特別支援学級担任による指導・支援、特別支援教育支援員やボランティアの活用等、全校体制での指導・支援の方策を検討することが重要である。こうした指導・支援の方策を含め、「合理的配慮」等を検討する場が校内委員会である。

個々の児童生徒の教育的ニーズを明らかにし、学級担任の指導・支援の方策を具現化すること、必要に応じて、保護者や校内関係者、校外の関係者と連携して「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、関係者の協力の下に指導・支援に当たることが大切である。

前述のとおり「個別の教育支援計画」を作成する際には、発達の段階を考慮しつつ、本人・保護者と「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定するとともに、その内容を「個別の教育支援計画」に明記することが重要である。また、計画に基づき実施した結果を評価して定期的に見直すなど、PDCAサイクルを確立させていくことも重要である。

小・中学校の改訂学習指導要領(平成29年3月31日公示)では、総則や各教科等の「指導計画の作成と内容の取扱い」に以下のように示されている。

- ・特別支援学級における特別の教育課程においては、自立活動を取り入れること
- ・各教科の目標や内容を下学年のものに替えたり、各教科を知的障害のある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること
- ・通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合は自立活動の内容を参考とすること
- ・通常の学級に在籍する障害のある児童生徒などについては、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成

し、活用に努めることに加えて、特に、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒には2つの計画を作成し、効果的に活用すること

- ・障害者理解、心のバリアフリーのための交流及び共同学習を推進すること
- ・全ての教科等において、障害のある児童生徒が、各教科等の学習活動を行う場合に生じる困難さに対する指導の工夫の意図、手立ての例を具体的に示していくこと

このように、これまで以上に特別支援教育の重要性が示されている。通常の学級の担任も含め、全ての教職員が学習指導要領の趣旨を踏まえ、一人一人に応じた特別支援教育の推進を図っていくことが求められている。

## 4 高等学校等における特別支援教育

高等学校等における特別支援教育の推進にあたっては、障害のある生徒などが在籍している状況を踏まえ、生徒の障害の特性や学びにくさ等の個々の状況を的確に把握し、学習面や対人関係のつまずきに対して適切な指導・必要な支援が行えるよう配慮する必要がある。そこで、高等学校等においても校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターが推進役となり、校内支援体制づくりを進めている。

また、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し活用することに努めるものとし、特に、通級による指導を受ける生徒については、個々の生徒の障害の状態等の実態を的確に把握し、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、効果的に活用するものとしている。

生徒の障害の特性や個々の状況の的確な把握、障害の理解や支援方法等に関して、特別支援アドバイザー、特別支援教育専門家チームや地域の特別支援学校の特別支援教育コー

ディネーター等、専門性を有する人からの助言を得ることも必要である。また、卒業後の自立と社会参加に向けた進路指導を充実させる必要があり、関係機関との連携による「個別の教育支援計画」が引き継ぎには重要な役割を担うこととなる。高等学校等においても、「合理的配慮」については、合意形成を図った上で決定されるとともに、その内容を「個別の教育支援計画」に明記することが重要である。

平成24年度からは、生活全般の介助等特別な支援を必要とする生徒に対して、高等学校に特別支援教育支援員を配置している。

さらに、平成30年度からは、通級による指導が開始され、県内では令和6年度14校で実施している※5。

※5 高等学校及び中等教育学校についても、通級による指導においては、障害に応じた特別の指導を行う必要がある場合には、特別の教育課程によることができる。教育課程の特例となることから、教育課程の編成権を有する各学校の校長が、対象となる生徒の実態把握等を適切に行ったうえで判断する。

## 5 特別支援学校における特別支援教育

特別支援教育の制度化以降、特別支援学校は複数の障害種に対応することが可能となった。さらに学校教育法第73条において、各特別支援学校が対象とする障害種を明らかにすることとされている。本県においても学校教育法施行令第22条の3に規定する障害区分に応じて、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の教育を行う特別支援学校として区分している。県内には44の特別支援学校〔国立大学附属2校、県立37校、市立5校〕がある。

そのうち、県立特別支援学校10校(袖ヶ浦、矢切、柏、野田、栄、銚子、大網白里、長生、安房、君津)を複数の障害種に対応する特別支援学校として位置付けている。また、7校(千葉颯、桜が丘、袖ヶ浦、松戸、千葉盲、銚子、東金)に寄宿舎が設置されている。

特別支援学校の教科書については、小・中・高等学校の検定済教科書以外に、障害の状態や発達の段階等に応じて、文部科学省著作教科書(特別支援学校用)や、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書も使用される。

#### (1) 視覚障害者を教育する特別支援学校

県立千葉盲学校においては、早期教育の重要性の観点から幼稚部が設置されている。高等部には普通科と専門学科(保健理療科、総合生活科)が設置されている。また視覚障害者への自立支援のための職業教育の観点から、高等部専攻科(理療科、保健理療科)が設置されている。全盲児に対しては、触察や音、臭い等を活用した指導及び点字指導、弱視児に対しては、弱視レンズ等を使用し、保有する視覚を最大限活用した指導を行っている。また、通学区域が全県にわたるため寄宿舎が設置されている。

#### (2) 聴覚障害者を教育する特別支援学校

県立千葉聾学校と筑波大学附属聴覚特別支援学校には、幼稚部から高等部専攻科まであり、寄宿舎も設置されている。また、県立安房特別支援学校館山聾分校には幼稚部が設置されている。教育課程では、各教科の学習内容の習得の他、補聴器の装着、豊かなコミュニケーション活動や話し言葉の獲得を通しての言語力の向上、発達段階に応じた指文字や手話等の習得を目標に編成されている。県立千葉聾学校の高等部には、普通科と専門学科(理容科、産業技術科)、専攻科(理容科)が設置されている。筑波大学附属聴覚特別支援学校の高等部には、普通科と専攻科(造形芸術科、ビジネス情報科、歯科技工科)が設置されている。

#### (3) 知的障害者を教育する特別支援学校

知的障害の教育を行う特別支援学校は、県内44校中36校あり、5つの障害区分の中で最も多い。

教育課程は、各教科、領域ごとの教育、各教科等を合わせた指導による教育(生活単元学習や作業学習等)、自立活動を主とした教育等、児童生徒の障害の状態等に応じて、様々な指導形態がとられている。多くの学校が、小学部、中学部、高等部を設置しているが、高等部単独の県立特別支援学校として、平成9年4月に県内で初めて専門学科を置く流山高等学園が開校した。以降、知的障害の特別支援学校においては、自立を目指した職業教育の充実が課題となり、中学校卒業生の高等部進学が増加していたことから、高等学校の使用していない教室等を活用し、高等部の本校、分校、分教室の開設に取り組んできた。ここでは、専門学科や普通科職業コースを置いて、職業的自立を目指した教育を行っている。

また、平成20年4月に遠距離通学解消のため、県立学校では初めて、市立小学校内に特別支援学校の分教室(県立安房特別支援学校鴨川分教室)が開設された。さらに、児童生徒の増加による特別支援学校の教育環境の改善のため、平成27年度には、新たに5校の特別支援学校が開校し、平成29年4月に県立栄特別支援学校、令和4年4月に県立東葛の森特別支援学校を開校した。

(表) 知的障害の特別支援学校の開校・学部設置等

| 開校年度 | 学校名                     | 設置学部          |
|------|-------------------------|---------------|
| H20  | 安房特別支援学校鴨川分教室           | 小中            |
| H21  | 柏特別支援学校流山分教室            | 高<br>(職)      |
| H22  | 特別支援学校流山高等学園<br>第二キャンパス | 高<br>(専)      |
|      | 市原特別支援学校<br>つるまい風の丘分校   | 高<br>(専)      |
|      | 我孫子特別支援学校清新分校           | 高<br>(職)      |
| H24  | 特別支援学校市川大野高等学<br>園      | 高<br>(専)      |
|      | 印旛特別支援学校さくら分校           | 高<br>(職)      |
| H25  | 安房特別支援学校館山豊分校           | 高<br>(職)      |
| H26  | 湖北特別支援学校                | 高             |
| H27  | 湖北特別支援学校                | 高<br>(専)      |
|      | 大網白里特別支援学校              | 小 中 高<br>(普職) |
|      | 習志野特別支援学校               | 小             |
|      | 矢切特別支援学校                | 小中高           |
|      | 飯高特別支援学校                | 小中高           |
| H29  | 栄特別支援学校                 | 小中高           |
| R4   | 東葛の森特別支援学校              | 高             |

「分校」「分教室」等の表記がないものは本校  
 高…高等部普通科  
 高(職)…高等部普通科(職業コース)  
 高(専)…高等部専門学科  
 高(普職)…高等部普通科及び高等部普通科(職業  
 コース)

#### (4) 肢体不自由者を教育する特別支援学校

肢体不自由のある児童生徒の障害の状態や発達段階に応じて「小・中学校、高等学校に準ずる教育課程」、「各教科等を合わせた指導を中心とする教育課程」、「自立活動を主とする教育課程」など多様な教育課程が編成されている。また、障害に基づく学習上又は生活上の困難の主体的な改善・克服を目的とした自立活動に力を入れている。自立活動の指導においては、身体の動きの改善を図ることやコミュニケーションの力を育てる指導などを行っている。

肢体不自由の特別支援学校では重度・重複障害の児童生徒の割合が高く、その

中には、痰の吸引などの医療的ケアを必要とする児童生徒もいることから医療との連携を大切にした教育を進めている。

なお、県立船橋特別支援学校の教育環境改善のために平成27年4月に県立船橋夏見特別支援学校を開校した。

#### (5) 病弱者を教育する特別支援学校

対象は、主に入院や病弱等の理由により生活規制が必要な児童生徒である。このうち、県立特別支援学校5校(仁戸名、袖ヶ浦、四街道、君津、安房)では、病院に院内学級が設置されているため、教員を派遣して教育を行っている。病弱の特別支援学校においては、病室内での学習が必要な場合も多く、学習環境の制限もあるため、病室と学校をパソコンやタブレットPC等の情報機器で接続して遠隔授業を実施するなど、療養中でも学習できる工夫を行っている。

なお、平成28年5月に、児童心理治療施設が県内に開所したことに伴い、この施設における児童生徒の教育の場として、同施設内に県立君津特別支援学校上総湊分教室を開校した。

### 6 特別支援学校に期待される役割・課題等

特別支援学校に期待される役割・課題としては、以下が挙げられる。

#### (1) 一人一人の障害の特性や状態、発達段階に応じた指導の推進

各校においては、障害区分、障害の状態や発達の段階等に応じて、多様な教育課程が編成されている。各教科・領域ごとの教育を基本とするが、障害の状態や発達段階、あるいは複数の障害を併せ有する場合などに対応して、各教科等を合わせて指導する形態をとったり、特別支

援学校学習指導要領に規定されている「重複障害等に関する教育課程の取扱い」により、教科の一部又は全部を自立活動などに替えたりする場合がある。また、日常的に痰の吸引、経管による栄養剤の注入等の行為を看護師と教員が連携・協働して行う「医療的ケア」が、令和5年度は30校で実施され、学習時間の確保、健康の保持・増進などの成果が報告されている。

## (2) 在籍する幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化への対応

特別支援学校は障害の状態等に応じて、通学して教育を受けることが困難な幼児児童生徒に対して、学校から家庭や施設、医療機関に教員を派遣して教育を行う訪問教育や疾病により療養中のために、病院内に設置した学級での指導を行う場合もある。

## (3) 地域における特別支援教育のセンターとしての役割※6

特別支援学校は、地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすことが学習指導要領に規定されている。具体例としては、以下のとおりである。

- ア 小・中学校等の教員への支援
- イ 特別支援教育等に関する相談・情報提供
- ウ 障害のある幼児児童生徒の指導・支援
- エ 医療、福祉、労働等の関係機関等との連絡・調整
- オ 小・中学校等の教員に対する研修への協力
- カ 障害のある幼児児童生徒への施設・設備等の提供

各校においては、特別支援教育コーディネーターを複数指名したり、校務分掌に地域支援・教育相談等の部門を位置

付けたりするなど、地域における多様なニーズに対して全校体制で対応している。また、17校の特別支援学校において、「通級による指導」を実施している。

※6 学校教育法第74条の規定に基づき幼稚園、小・中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校に在籍する教育上特別の支援が必要な幼児児童生徒の教育について、助言援助すること。

## (4) 自立と社会参加に向けたキャリア教育の充実

キャリア教育を効果的に展開していくためには、特別活動の学級活動を要としながら、総合的な学習（探究）の時間や学校行事、道徳科や各教科における学習、個別指導としての教育相談等の機会を生かしつつ、学校教育活動全体を通じて必要な資質・能力を図っていく取組が重要である。

また、児童生徒に将来の生活や社会、職業などとの関連を意識させ、キャリア発達を促すものであることから、実施に当たっては、幅広い地域住民等と目標やビジョンを共有し、連携・協働して児童生徒を育てていくことが求められる。

## 7 学校と教員の専門性の維持・向上

特別支援教育では、それぞれの学校（園）がその役割に応じて、校（園）内体制を整え、特別支援教育に関する専門性を向上させていく必要がある。そのためには、特別支援教育を担う教員の専門性の維持・向上を図るとともに、全ての教職員が特別支援教育に関する基礎的事項を身に付けることが求められ、教育センターや各学校（園）における特別支援教育に関する研修会を充実させ、教職員一人一人の専門性の向上を図っていくことが必要である。そのため、特別支援教育に関する研修については、研修内容を精選し、特別支援学校を会場にして行う基礎的な研修や、県総

合教育センターで行うより専門的な研修など、ニーズに合わせた実施方法や在り方について工夫している。また、県総合教育センターで行う、全公立学校の管理職や中堅層等の教員、初任者教員などを対象とした悉皆研修において、特別支援教育についての内容が取り入れられ、全ての教員の理解推進が図られている。

さらに、各特別支援学校が年間を通じて自主的に行う研修についても、地域の小・中学校等に案内したり、各学校間の研修の相互乗り入れをしたりするなど、指導力の向上を目指し主体的に取り組んでいる。教員の専門性の維持・向上については、一人一人が教員としての使命を自覚し、高い研修意欲を持ち続け、自らが継続的に研修に参加する姿勢が望まれる。

## 第8章 交流及び共同学習の推進

私たちが目指す社会は、障害の有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会である。その実現のためには、障害のある人と障害のない人が互いに理解し合うことが不可欠であり、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒がふれ合い、共に活動する機会を設けることが大切である。障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が共に活動することは、双方の子供たちの社会性や豊かな人間性を育成する上で、重要な役割を果たすことになる。

### 1 交流及び共同学習の推進に関わる規定

平成23年8月に改正公布された障害者基本法では「国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。」と規定している。

### 2 学習指導要領における位置付け

幼稚園教育要領、小学校・中学校の学習指導要領においては、「障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。」としている。

特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部の学習指導要領においては、「他の特別支援学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校及び高等学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。特に、小学部の児童又は中学部の生徒の経験を広げて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の

生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。」としている。

### 3 交流及び共同学習の実際

#### (1) 交流及び共同学習の形態

##### ア 校内交流

小・中学校等の中で、特別支援学級と通常の学級とで行う交流及び共同学習

##### イ 学校間交流

特別支援学校と小・中学校等とで行う交流及び共同学習

##### ウ 居住地校交流

特別支援学校に在籍する幼児児童生徒が、居住する地域の小・中学校等において行う交流及び共同学習

##### エ 地域との交流

特別支援学校と地域社会との交流及び共同学習

#### (2) 実施にあたっての留意点

交流及び共同学習を実施する際は、以下の点に留意する必要がある。

##### ア 関係者の共通理解

交流する双方の教職員等が、交流及び共同学習の意義やねらいについて十分に話し合い、相手校の環境や、児童生徒の状況を正しく理解し合う。

##### イ 指導計画の作成

交流及び共同学習を教育課程に位置付け、指導目標、形態、内容、回数、時間、場所、役割等について指導計画を作成し、十分検討する。

##### ウ 実施と評価

#### (7) 事前学習

交流先の学校や児童生徒の様子について理解できるようにし、目標や学習内容について確認する。

特に、小・中学校等においては、相手校の教育目標や教育課程、指導内

容、障害のある児童生徒への接し方等について理解を深めることが大切である。

#### (イ) 学習中

児童生徒等が主体的に活動に取り組むことができるようにする。

事故防止に努め、障害のある児童生徒等に対し、活動が負担過重にならないようにする。

#### (ロ) 事後学習

児童生徒等の感想や今後行うこと等を話し合い、次回の学習につなげるようにする。

その場限りの活動に終わらないよう、継続的な取組を続けていくことが大切である。

#### (エ) 評価

児童生徒の活動場面での変容だけでなく、意識や行動にどのような変容や成長があったのか把握し、総合的に行う。

障害のある児童生徒等については、指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」欄に、必要に応じ、交流先の学校名や学級名、実施期間や内容、学習の様子について記載する。

- ・障害者総合支援法平成25年4月1日施行
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律  
平成25年6月（平成28年4月施行）
- ・学校教育法施行令の一部改正について平成25年9月1日
- ・障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）平成25年10月
- ・学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）文部科学省初等中等教育局長  
平成28年12月9日（平成30年4月1日施行）
- ・発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から教育的ニーズに気付き、支え、つなぐために～  
文部科学省 平成29年3月
- ・特別支援学校幼稚部教育要領 平成29年3月、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 平成29年3月、特別支援学校高等部学習指導要領 文部科学省 平成31年3月
- ・交流及び共同学習ガイド 文部科学省 平成31年3月
- ・千葉県総合計画～新しい千葉の時代を切り開く～  
令和4年9月
- ・第3次千葉県特別支援教育推進基本計画 第3次県立特別支援学校整備計画 千葉県教育委員会 令和4年3月
- ・第八次千葉県障害者計画 令和6年3月
- ・「第4期千葉県教育振興基本計画」千葉県教育委員会  
令和7年3月

#### 《参考・引用文献》

- ・発達障害者支援法平成17年4月1日施行
- ・特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）中央教育審議会平成17年12月8日
- ・通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害に該当する児童生徒について（通知）平成18年3月31日
- ・教育基本法平成18年12月22日施行
- ・障害者の権利に関する条約平成19年日本国署名
- ・学校教育法等の一部を改正する法律平成19年4月1日
- ・特別支援教育の推進について（通知）文部科学省  
平成19年4月1日施行
- ・障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例 平成19年7月1日施行
- ・「情緒障害者」を対象とする特別支援学級の名称について（通知）平成21年2月3日
- ・交流及び共同学習実践ガイド 千葉県総合教育センター  
平成21年3月
- ・障害者基本法の一部改正平成23年8月
- ・共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）平成24年7月

## (附) 参考資料

### I 幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園の相違点

| 区分          | 目 的                                                                                                                                                                                                                                                                     | 目 標                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 幼稚園         | <p>○学校教育法</p> <p>第22条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。</p>                                                                                                                                                              | <p>○学校教育法</p> <p>第23条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。</li> <li>2 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家庭や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。</li> <li>3 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。</li> <li>4 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。</li> <li>5 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                       |
| 保育所         | <p>○児童福祉法</p> <p>第39条 保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設(利用定員が20人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。)とする。</p> <p>② 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、保育を必要とするその他の児童を日々保護者の下から通わせて保育することができる。</p>                                                                          | <p>○保育所保育指針</p> <p>第1章 総則 1 保育所保育に関する基本原則</p> <p>(2) 保育の目標</p> <p>ア 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。</p> <p>(ア) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。</p> <p>(イ) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。</p> <p>(ウ) 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。</p> <p>(エ) 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。</p> <p>(オ) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。</p> <p>(カ) 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。</p>                                                                         |
| 幼保連携型認定こども園 | <p>○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下、認定こども園法)</p> <p>第2条</p> <p>7 この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。</p> | <p>○認定こども園法</p> <p>第9条 幼保連携型認定こども園においては、第2条第7項に規定する目的を実現するため、子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設(児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。次条第2項において同じ。)としての保育並びにその実施する保護者に対する子育て支援事業の相互の有機的な連携を図りつつ、次に掲げる目標を達成するよう当該教育及び当該保育を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。</li> <li>2 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。</li> <li>3 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。</li> <li>4 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。</li> <li>5 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。</li> <li>6 快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて、心身の健康の確保及び増進を図ること。</li> </ol> |

| 区分          | 入 園                                                                                                                                                                                                     | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 保 育 時 間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 幼稚園         | <p>○学校教育法<br/>第26条 幼稚園に入園することのできる者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。</p>                                                                                                                                     | <p>○幼稚園教育要領<br/>第1章 総則<br/>第1 幼稚園教育の基本<br/>第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」<br/>第3 教育課程の役割と編成等<br/>第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価<br/>第5 特別な配慮を必要とする幼児への指導<br/>第6 幼稚園運営上の留意事項<br/>第7 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など<br/>第2章 ねらい及び内容<br/>健康、人間関係、環境、言葉、表現<br/>第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項</p> | <p>○学校教育法施行規則<br/>第37条 幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならない。<br/>○幼稚園教育要領<br/>第1章 総則 第3の3（3）<br/>幼稚園の1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とする。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮するものとする。</p>                                                                                                                                                                                                         |
| 保育所         | <p>○児童福祉法<br/>第24条 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第3条第1項の認定を受けたもの及び同条9項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。</p> | <p>○保育所保育指針<br/>第1章 総則<br/>第2章 保育の内容<br/>第3章 健康及び安全<br/>第4章 子育て支援<br/>第5章 職員の資質向上</p>                                                                                                                                                                                                            | <p>○児童福祉施設最低基準<br/>第34条 保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、その地方における乳児又は幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 幼保連携型認定こども園 | <p>○認定こども園法<br/>第11条 幼保連携型認定こども園に入園することのできる者は、満3歳以上の子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子どもとする。</p>                                                                                                                      | <p>○幼保連携型認定こども園教育・保育要領<br/>第1章 総則<br/>第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標等<br/>第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等<br/>第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項<br/>第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項<br/>第3章 健康及び安全<br/>第4章 子育ての支援</p>                                                                                             | <p>○幼保連携型認定こども園教育・保育要領<br/>第1章 総則 第2 1（3）<br/>イ 幼保連携型認定こども園の満3歳以上の園児の教育課程に係る教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならない。<br/>ウ 幼保連携型認定こども園の1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とする。ただし、園児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮するものとする。<br/>エ 幼保連携型認定こども園の保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、この章の第2の1の（3）ウに規定する教育時間を含む。）は、1日につき8時間を原則とし、園長がこれを定める。ただし、その地方における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮するものとする。</p> |

## Ⅱ 千葉県の幼児教育の現状について

### 1 千葉県の幼稚園・幼保連携型認定こども園の状況

(1) 設置数及び入園者数（R6.5.1 千葉県教育便覧より）

| 区分<br>設置者 | 幼稚園 |        | 幼保連携型認定こども園 |        |
|-----------|-----|--------|-------------|--------|
|           | 設置数 | 入園数    | 設置数         | 入園数    |
| 私立        | 375 | 49,640 | 109         | 15,944 |
| 公立        | 63  | 2,379  | 36          | 3,690  |
| 国立        | 1   | 139    |             |        |
| 計         | 439 | 52,158 | 145         | 19,634 |

- (2) 幼稚園の教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動（いわゆる「預かり保育」）を実施する園が増えている。
- (3) 公立幼稚園（学習指導課）、私立幼稚園（学事課）、保育所・認定こども園（子育て支援課）を所管する課が異なる。

### 2 国の動き

- (1) 平成13年3月 文部科学省が幼児教育振興プログラムを策定した。
- (2) 平成17年1月 中央教育審議会「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」（答申）が出された。
- (3) 平成18年10月 幼児教育振興アクションプログラムが策定された。
- (4) 平成19年6月 学校教育法が改正され、幼稚園について規定された。
- (5) 平成20年3月 「幼稚園における学校評価のガイドライン」が示された。  
学校教育法施行規則が改正された。
- (6) 平成24年3月 幼児期運動指針が策定された。
- (7) 平成24年8月 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども子育て関連3法案が公布された。
- (8) 平成27年4月 子ども子育て支援新制度が全面実施となった。
- (9) 平成29年3月 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が告示された。
- (10) 平成30年4月 幼稚園教育要領等が全面実施となった。
- (11) 令和5年2月 中央教育審議会「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」(審議まとめ)が出された。
- (12) 令和6年10月 「今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会」において最終報告が取りまとめられた。

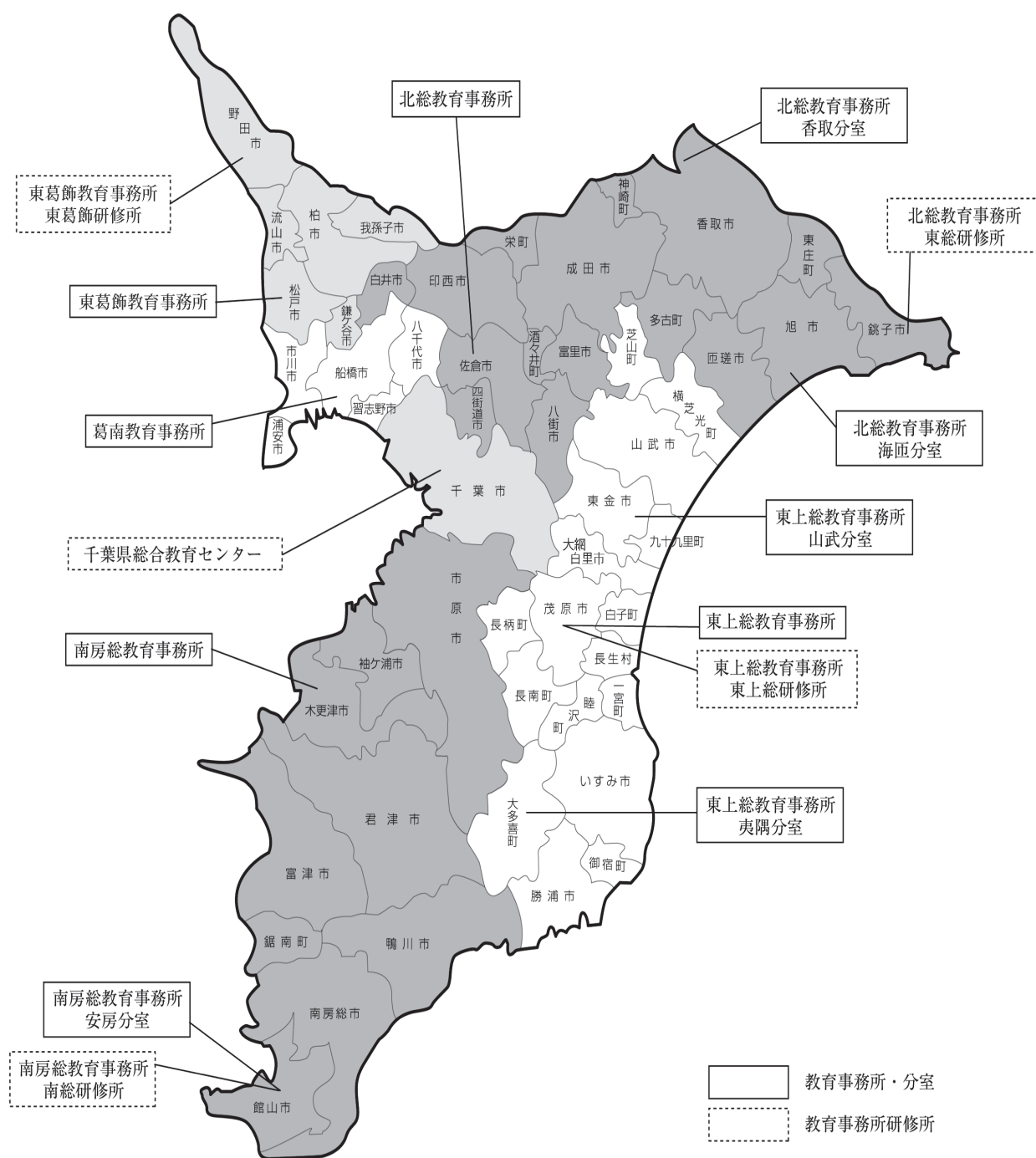
### 3 県の取組

- (1) 第4期教育振興基本計画において、基本目標2の施策7に「人格形成の基礎を培う幼児教育の充実」を挙げ、以下の主な取組を実施する。
- ① 幼児教育の質の向上  
幼稚園教諭、保育教諭、保育士などの確保に努めるとともに、資質・能力の更なる向上に向けて職員の経験年数や各施設の状況に応じた研修を充実させます。  
幼児教育アドバイザーや保育アドバイザーを県内の幼稚園、認定こども園、保育所等に派遣し、教員等の指導力向上や、教育課程、指導計画等に係る指導助言を行い、各施設の状況に応じた教育・保育の質の向上を図ります。
  - ② 小学校教育との接続の円滑化  
小学校教育が円滑に行われるよう、幼児教育と小学校教育の関係者間の連携を深めていくほか、カリキュラムの接続を促進するなど、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ります。  
「子ども・子育て支援新制」の実施主体である市町村を支援します。
- (2) 幼児教育推進事業について
- ① 文部科学省「幼児教育の推進体制構築事業」（平成28～30年度）に取り組んだ。
  - ② 県総合教育センターに「幼児教育アドバイザー」を配置し、幼稚園や保育所等への派遣。
  - ③ 「接続期のカリキュラム千葉県モデル」を作成し、令和4年に運動系・理数系の6プラン、令和5年度にモデルプラン活用実践事例の6プランを追加。
  - ④ 幼児教育に関する研修を実施。

- (3) 千葉県・千葉市教員等育成指標について  
教員等の資質能力の向上を図るため、令和5年8月に園長・幼稚園等教諭の育成指標を策定。

#### 4 千葉県教育庁各教育事務所の位置と所管区域

千葉県教育庁各教育事務所の位置と所管区域  
(含：千葉県総合教育センターの位置)



## あ と が き

新しく幼稚園・認定こども園の教員となられたみなさんに、初任者研修テキスト「さわやか先生」（幼稚園・認定こども園編）をお贈りします。

このテキストには、教員として理解しておいていただきたい多くの内容が、分かりやすく書かれています。

教員として学び、日々成長していくみなさんが「さわやか」な心で未来を切り開き、子供たち一人一人をよりよく育てるためのガイドブックとして、いつも手元に置き、活用してください。

そして、「さわやか先生」というテキストの名前のとおり、清新の息吹をもって、子供たちに「生きる力」を育んでいくことを心に入れ、保育に当たっていただきたいと思います。

### 執筆担当課等

- ・ 環境生活部 文化振興課
- ・ 企画管理部 教育政策課
- ・ 教育振興部 学習指導課、児童生徒安全課、特別支援教育課
- ・ 千葉県総合教育センター研修企画部、カリキュラム開発部

---

令和7年度初任者研修テキスト

さわやか先生

幼稚園・認定こども園編

---

発行日 令和7年3月31日

編集 千葉県総合教育センター

発行 千葉県教育委員会

〒260-8662

千葉市中央区市場町1番1号

---